

令和元年第2回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 令和元年6月16日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	樫木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	樫山裕子
------	------	------	------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課 企画員	中島正博	総務政策課員	芝健治
住民生活課長	坂本厳	住民生活課員	宮本真里
住民生活課 企画員	木村陽子	住民生活課員	陸平志保
住民生活課 企画員	瀬田和哉	産業建設課長	栗田信孝
産業建設課 企画員	三浦誠	産業建設課員	吉田忠弘

税務課長	平尾好孝	上下水道課長	橋本秀行
上下水道課 企画員	谷本誠	教育委員会 総務課長	中松秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝由希	教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣

---

## ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 上富田町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3 号 平成30年度上富田町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 5 議案第 4 号 平成30年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 6 議案第 5 号 平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 6 号 平成30年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第 7 号 平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第 8 号 平成30年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 9 号 平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業繰越明許費繰越計算書
- 日程第12 議案第11号 平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第12号 平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第14号 平成30年度上富田町特別会計朝来財産区補正予算（第1号）

- 日程第 1 6 議案第 1 5 号 令和元年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 6 号 令和元年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 新元号制定に伴う関係条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 5 5 号 上富田町森林環境譲与税活用基金条例
- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 上富田町診療所条例を廃止する条例
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 上富田町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和元年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和元年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和元年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 工事請負変更契約の締結について（平成 3 0 年度 第 1 号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置電気設備工事）
- 日程第 2 9 議案第 6 4 号 工事請負変更契約の締結について（平成 3 0 年度 第 2 号 学校施設整備事業 生馬・岩田・岡小学校空調設置機械設備工事）
- 日程第 3 0 議案第 6 5 号 工事請負変更契約の締結について（平成 3 0 年度 第 3 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置電気設備工事）
- 日程第 3 1 議案第 6 6 号 工事請負変更契約の締結について（平成 3 0 年度 第 4 号 学校施設整備事業 朝来・市ノ瀬小学校空調設置機械設備工事）

## △開 会 午前8時57分

### ○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回上富田町議会定例会第2日目を開会いたします。

本日も上着をとっていただいて結構かと思えます。当局の方も上着をとっていただいて結構であります。

町議会では、平日に議会を傍聴に来ることができない住民の方々の関心がどれだけあるのか、また、町政と住民の距離を縮め、議会を住民の身近な存在にするための取り組みといたしまして、昨年12月に初めての試みとして日曜日に議会を開催いたしましたところ、大変好評でございました。今6月議会の一般質問も日曜日に開催することにいたしました。農繁期で大変忙しい中、おいでいただきました皆様方には、心より御礼を申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

---

## △日程第1 一般質問

### ○議長（大石哲雄）

日程第1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番、吉本和広君。

吉本君の質問は、一問一答方式です。

まず、指定管理についての質問を許可いたします。

### ○6番（吉本和広）

日本共産党の吉本和広です。よろしくお願いたします。

それでは、質問に入ります。

町内の方から、道の駅の管理を町が指定管理に選んだ商工会が行っていない、かどやが行っているのはおかしいのではないかという指摘を受けました。半年ほど前、道の駅に行き、店の方に「商工会の方はおられますか」と聞くと、「商工会の方は誰もいません」、「いつもいないんですか」と聞き直すと、「いつもいませんよと言ってるじゃないですか」と怒りながら言われました。先日、友人にも聞いてもらいましたが、同じように、「いつもいない」とげげんな顔で言われたそうです。指定管理を受けた商工会の人がいないとはどういうことなのか、どうなっているのかと思いました。

また、指定管理を受けている商工会は、道の駅で年3回、かみとん市を行う際に、かどやの販売に影響が出るというので、かどやに出店料を払っています。指定管理者が、指定管理をしている施設にお金は払うのはおかしいことだと思いました。調べてみると、さまざまな問題が起きていました。この件について質問します。

まず初めに、道の駅の目的について質問します。

道の駅くちくまの建設費用は約2億4,500万円、県より約3,360万円の補助を受け、町が2億1,000万円の予算を出して、産業振興情報発信施設、飲食提供施設、物品販売施設、トイレ、町の駐車場、町道の整備に町民のお金が使われました。

設置及び管理に関する条例に、地元の資源を有効に活用した産業の振興と地域の活性化を図るために設置するとありますが、上富田町が町民のために道の駅をつくった目的は何ですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

6番、吉本議員のご質問にお答えいたします。

道の駅の建設の目的というご質問をいただきました。

当初、計画段階では（仮称）くちくまの交流館という名称で地域振興の一環として、無料休憩所、ピロティー広場、地域の物産館、お手洗い、駐車場を設置する計画でありました。

道の駅くちくまの設置条例の第1条の条文を引用しますと、道路利用者の云々から始まりまして、都市と地域の交流促進、また、地域資源を有効に活用した産業の振興と地域の活性化を図ることを目的として設置されました。具体的に言いますと、道の駅の目的とは、地域の活性化として、町内の物産の販売や上富田町を紹介する情報交流ステーションの役目を果たす目的として設置されました。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

町がつくった大きな目的が、つまり、上富田町の方がつくる商品や農産物を販売してもらってもらい、地域を活性化するためです。子供議会でも、地域の農産物などを販売する道の駅をつくって、地域の方のつくった安くておいしいものを販売すれば、売る方も買う方もお互いに得になり地域は活性化すると、小学生が立派な質問をしていました。

指定管理者の商工会から委託されたかどやの説明会に参加し、開所当初から出品していた人は、何人やめられ、何人残っていますか。農産物を出品した方と、加工食品を出品した方に分けてお答えください。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

開業当初における町内の事業者は、加工業者が13業者です。農業者が4業者でした。本年5月末時点では、加工業者が5業者、農業者が1業者でした。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

今の数を見ると、多くの方がやめていっておられます。やめざるを得ない状況に追い込まれたのではないかと。その方の声を紹介します。

ある商工会の会員の方は、上富田町の商品をぜひ出してほしいと商工会から頼まれ、惣菜や地元の魚ずしを納品したが、かどやの社長から、うちの商品が売れないから、これとこれは持ってくるなど言われた。また、別の商品も目立たない隅に置かれるようになった。また、商品を出すときは一覧表をつくり、値段も書いて先に持ってくるよう言われた。持っていくと、その商品の値段は安いと言われ、上げるように言われた。上げたら売れ残り、それを取りに行くと、そんな商品持ってくるから売れ残るんだと言われた。そのような一方的な対応をされるので改善してほしいと商工会の事務局に話したが、聞いてくれるだけで改善の報告もなく、そのまま同じことが続いた。嫌事を言われるのが嫌で従業員に行かせたが、従業員も道の駅だけはもう行きたくないと言うので、「そうだね、わかるわ」と言ってやめた。「こんな対応する店に今まで会ったことがない。ひどい話でしょう」とおっしゃっていました。また、かどやが販売する限り絶対持っていない、店の運営業者がかわれば出すことを考えてもいいと話されていました。

また、開所当初から納品していた方で、みんながやめていく中、今年の8月まで納品していたある農家の方から話を聞きました。道の駅が始まる際、説明会が開かれ、多くの方が参加したが、手数料が30%なので参加者の多くは出品しなかった。しかし、町がつくった道の駅なので、活気ある上富田町にしようと思い納品した。しかし、多くの方がやめていった。農産物を納める際には、販売する店がお客さんに説明できるようにと、納品時、商品説明を店長にしようとした。しかし、店長がいない。いれば店長に言

うが、いないから店員に伝えた。すると、別の日にかどやの社長から、店長に言うのが当たり前だ、もう引くか、やめるかと言われた。このようなことが何度かあったので、やめると商工会の事務局に話したが、頑張っしてほしいと言われて、今度不当なことがあったらやめると話して納品を続けた。8月に新しい農産物ができ始めたとき、きょうは数袋だけど、次から数を入れるからと店の方に伝えた。それだけなのに、次の日、かどやの社長から電話があり、商品を置く場所に文句を言ってきたと言われた。そんなことは言っていないと説明するのに聞いてもらえず、もう引いてもらおうかとまで言われ、さすがに堪忍袋の緒が切れ、腹が立ち、もう納品しないとやった。商工会にもこの話はあると話しておられました。町が地元産業振興のためにつくった施設なのに、活気ある上富田町にしようと辛抱して納品してきたのにやるせない。町は何のためにつくったんだと怒っておられました。「かどやが販売する限り持っていかない。店の運営業者がかわれば出してもいい」と話されていました。この話を聞いて、私も本当に腹が立ってきました。

また、別の方で梅干しを納品している方も、自分がやっていないことを一方的に言われ、置かせてやっていると言わんばかりのことを言われたのでやめた。もうあの施設とかどやとはかかわらないので、もうどうでもいいと、話されていました。

先日、道の駅の地元農産物などを置く場所を見てきました。道の駅が開所したころは、袋に地元の上富田産という表示のミカン、お米、梅干し、野菜などの農産物がありました。しかし、今置いているミニトマトやミカン、米、梅干し、その他の商品には、和歌山県産という表示しかありませんでした。私が、定員に地元産の場所を指さして、「上富田の物を買いたいんですが、何かありませんか」と尋ねました。驚いたことに、店員さんは、「残念ですが一つもありません」と答えました。

別の日にたくさん置いている土産物の製造業者を調べました。飲み物コーナーには、目につきやすくとりやすい場所に、ご当地産とラベルがつけられた飲み物が置かれていました。ところが、梅干しコーナーでは、一番奥の角っこに地元の業者1社の商品が置かれていました。カマボコなどの冷蔵棚には、一番下のかがまないと見えない場所に1社のおみそが置かれていました。上富田町の生産者は3社のみでした。

地元の商品や農産物を販売し、地域産業の発展という目的で、町の予算を2億1,000万円も使って、全く違う道の駅くちくまのになっていますが、このことをどう思われていますか、町長。

○議長（大石 哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

6番、吉本議員さんの質問にお答えいたします。

事実確認が実際、今言われたような事実確認をちょっと当局のほうでは確認ができていませんので、指定管理者に実態聴取をしますので、今、吉本議員、3業者が4業者ぐらいの代弁をされたと思うんですけれども、個人か事業所さんになろうかとは思いうんですけれども、その方の名前を後ほどまた教えてください。これは事実確認をする必要があります。

そして、それが事実であれば、指定管理者に対してもその理由などを聞いて協議をしますが、もし事実でない場合であれば、今、吉本議員さんがこの公の場でかどやさんの名前を出されましたので、このかどやさんに対しても、事実でなければ営業に関して大きな問題が起きる可能性があるとは私は考えていますので、慎重に確認をしていきたいので、後ほど、その業者さんの名前を教えてください。事実確認します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

確認とっておりますので、聞いていただいたらと思います。

私は、町がこの実態をつかんでいないのが不思議です、指定管理をしながら。

次の質問、次に続きます。

町は、公共性を持つ商工会だからという理由で、公募によらない方法で商工会に指定管理するよう進めてきたのではないですか。商工会の平成29年度の管理経費の収支状況を見ると、商工会は、営業を実際に行っているかどやから道の駅営業料として月100万円、年間1,200万円も取り、上富田町に月10万円、年120万円だけ納めていました。年に3回のみ行うかみとん市のイベント費に約160万円、週3日勤める人件費に約175万円などを使い、道の駅の引当金に100万円、その他の経費などを使い、残りのもうけが商工会の運営引当金に100万円、収支差額で約230万円、計330万円が商工会の運営費に使われていました。

つまり、約330万円が商工会のもうけとして入り、商工会の運営費に使われていました。商工会は、町の一般会計から既に300万円補助金を受け取っています。道の駅でもうけた330万円は、二重の補助になると私は思います。

さらにおかしなことに、商工会の会員の中には出品できない人がいたり、ご当地産と目立つように販売されている業者がいたりするのです。

質問します。商工会法第6条の2項に、商工会は、特定の個人、法人、団体の利益を目的としてはならない。つまり、商売をされている方全てを平等に扱うことになってい

ます。なぜ指定管理者と選んだ商工会で、このようなことが起こるんですか、町長。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

商工法の関係だと思いうんですけれども、一度、商工会に実態を聞いた上で、対応すべき時点にあれば対応していくようにしますので、その点ご理解いただきたいと思います。

○議長（大石哲雄）

町長、現時点では確認していないということですか。

○町長（奥田 誠）

確認できていません。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

すさみ町の道の駅の視察に行って担当課から話を聞きました。すさみ町は、上富田町以外の市町村同様、指定管理者が直接運営事業を行っています。契約した指定管理者の信濃路は、地元のイノブタ商品を初め、農業商品等の販売に力を入れる地元の方に出してもらうために数カ所で説明会も行い、地元商品を大切にしていきたいのでぜひ納品してほしいと訴えられたそうです。また、手数料も地元すさみの商品は15%にしたと話されていました。ちなみに、上富田町の道の駅の手数料は30%、商工会から後に5%補助で実質25%、それでも高いです。

すさみ町の道の駅は、開所当初は出品登録者が20件程度でしたが、指定管理者信濃路が、一、二カ月に1回、納品している地元生産者と話し合いを持ち、要望を聞いて進めるという営業努力と売れるという口コミで、今までは20件から105件と5倍以上に出品登録者が大幅に増加しています。業者は、自前で置く棚をふやし、町に説明したとおり、地元の商品を大切にしてくれています。多くの道で行われているレジを通れば納品者に売れ数が届くようにもしているのです、地元の方は幾つ持ってけばいいかわかるそうです。

また、町担当者も定期的に出かけて地元商品の状況をつかみ、町の施設が目的通り管理されているかチェックしています。担当課は、地元民のために建てた施設なので、地元商品あつての道の駅だ、そうじゃなきゃ町が建てた意味がないと話されていました。

質問します。なぜこのような違いが出るんですか、町長。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

## ○町長（奥田 誠）

運営体系についてのことだと思いますが、運営体験につきましては、すさみ町のことでありますので、すさみ町はすさみ町のやり方があると思います。それで、上富田町は上富田町として、今、指定管理をやっている状況であります。

その中におきましても、先ほど担当からも話しましたが、当初は業者の選定につきましては商工会ありきで、上富田の事業所に委託するというものではありませんでして、その中で上富田町内の町内業者の中からそれ相応の賃料をいただいて、建設費に充てて要した返還金に充てるということができるだけだけの事業所があるかどうか、そういうことも考え、そういうことを心配しながらも業者選定をしていました。その中におきましても、選定につきましては、町内業者の心情からとしても、最初から町外業者を入れていくということとはできないかと考え、地元の業者を育成するという観点から、商工会にお願いするのが望ましいということで、これもさまざまな協議をした中でこういう方法を出しております。

特に商工会そのもののあり方としましても、町内に大型スーパーが乱立している状況と商工業者の後継者不足などから、若い年代層の人を中心に、中小商工業者が活気づけていかなければならないという考えがありました。つまり、上富田町の商工の発展のために、商工会の活躍を期待しているところでございます。

道の駅の設置目的である地域産業の育成、そして地域資源の活用、地域の情報発信をしていくためにも、平成27年当時では、町内の358事業所取りまとめている企業情報に大変精通しているということから、上富田町商工会に指定管理をしているところでございます。

以上でございます。

## ○議長（大石哲雄）

吉本君。

## ○6番（吉本和広）

町のチェックが全く働いていない。すさみ町では、きちんとチェックをしている。そして、数をどんどん伸ばしている。しかし、減っているのに全く状況つかんでいない。また後で評価については質問させていただきます。

続きまして、国は、昭和22年、初めて指定管理を進めるよう通知しました。しかし、その後、多くの問題が起こったため、問題が起こらないよう公の施設の目的、趣旨に基づく指定管理に関するために、平成15年に総務省自治局長通知で、地方自治法の一部を改正する法律の公布について通知が出されています。その通知にはこうあります。清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支え

ないが、法律の規定に基づいて、指定管理者が指定することとした今回の制度の趣旨に鑑みれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであるとあります。どのような趣旨と捉えていますか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

平成15年自治行政局長通知の趣旨とは、指定管理者が第三者に管理業務の全てを委託してはならないという趣旨であると認識しております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

私は、すさみ町との違いが出るのは、すさみ町、田辺市、日高川町、白浜町など上富田町以外は、この通知を守り、直接、運営業者と指定管理を結んでいるからです。海南市では、平成15年の通達に基づき、指定管理は他の業者に委託してはならないと明記していると話されていきました。白浜町比企のテニスコート横にある海来館は、商工会が指定管理を受けています。商工会は、調理人を直接雇い、土産物、地元商品の納入販売も店員を雇い、商工会が飲食販売をみずからやっています。委託はしていません。白浜町の商品や農産物もよく売れ、白浜町も問題も起こっていないと言っていました。

しかし、上富田町は、指定管理者の商工会がみずから運営せずに業務を委託業者に行わせることを、上富田町がみずから認めて進めてきました。町がそのように進めた結果、町は商工会が委託したかどやと直接協議ができません。商工会と交わした地元商品を大切にするとということをかどやが守らなくても、かどやと契約を結んでいない町は直接指導することができません。また、守られているかもきちんとつかんでいません。先ほどの答弁を聞くと。商工会より出品を依頼され、トラブルに遭い困った方は、商工会に苦情を言うが何も解決されないということで出品をやめているのです。

質問します。他の市町村のように、国からの通知どおり直接行う、委託しない契約がなされていれば、困った方は町に直接苦情を言い、町が指定管理者と協議を行い指導する、それでも守られなければ指定管理を外すということで問題が解決できたのです。すさみ町の道の駅のように出品する方がふえるよう、上富田町で出品できなくされた地元業者や農家の方がなくなるよう、国の通知の趣旨をきちんと理解し、主たる業務を指定管理者が他の事業所に委託しないよう改善すべきではないですか。町長、どう思われま

すか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

業務を改善すべきということではありますが、吉本議員と先ほど私が言いました商工会に運営形態を委託するということで、認識の違いがございます。いずれにしましても、今指摘されたことにつきましては、議会ともまた今後、相談しながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

続いて質問します。

指定管理の商工会が主たる業務をせずに、かみとん市を年間3回するだけなら、建物は必要ないのではないですか。契約書には、それぞれの建物の管理が明記されているのです。主たる業務をせず、そこにテントを張りかみとん市をする、かどやの商品が売れなくなるので120万円を指定管理者の商工会がかどやに払う、これで施設管理の主たる業務をしていないのは明らかではないのですか。指定管理者の商工会が主たる業務をせず、町内の農家や小売店がやめていっているという状況を知れば、町民は納得できないのではないですか。

また、商工会から指定管理の申請書には、月1回イベントは行うとなっています。商工会との協定書にも、申請業務を申請書の業務を行うこととするとあるのに、毎年の報告書には年2回か3回しか行っていない。重要なことなら、なぜ月1回、年12回させないのですか。一部行っていると言いながら、それも守られていません。

国の通知の趣旨を理解しようとしているのではなく、抜け道を後から探して理屈を言っているように私には思えてなりません。

質問します。他の市町村が、平成15年の総務省通知をどう理解し、どのように指定管理を行っているか調査し、上富田町で起こっている先ほどから述べた問題が解決できるよう、指定管理のあり方を検討する必要があるのではないですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

指定管理のあり方の考えでございますが、先ほどから答弁と重複しますが、道の駅くちくまのにつきましては、平成24年8月28日の高速道路対策特別委員会で、私も当

時委員でありました、その中で、当初は（仮称）くちくまの交流館という事業で計画を進めていくという説明があり、その後、幾度となく高速道路対策特別委員会で地域産業の育成、地域資源の活用、地域の情報を発信していくためにも、町内358事業所を取りまとめた商工会に指定管理を委託して管理を行っていただくような形で協議をして、平成26年6月2日の委員会で、国土交通省より道の駅の指定を受ける方向で調整をして、平成26年8月28日の委員会で、道の駅の登録で名称を道の駅くちくまのとして、オープン時期を平成27年9月に予定しているとの当局からの報告がありました。

その中で、平成24年8月から平成27年6月1日の高速道路対策特別委員会で協議して、私も議長としてオブザーバーでその会議に出席しております。その中で、今後については、公の施設の設置条例と、それと指定管理者の指定について、27年の議会のほうへ提出するというので、平成27年6月8日開会の定例会で議案第50号として公の施設の設置条例、議案第51号として指定管理者の指定について上程され、6月12日に2議案とも、質疑、討論なしで、全会一致でこれを可決されております。

今、6番、吉本議員が言われています上富田町と商工会との道の駅くちくまの管理業務委託協定書につきましては、平成27年8月27日に締結されています。また、商工会と株式会社かどやさんとの営業施設委託契約書につきましては、平成30年8月1日に締結されています。

この協定書並びに委託契約書の業務内容等について、吉本議員、今さまざま推測をされておりますが、この事項と事案につきましては、商工会並びに弁護士とも相談しながら、指定管理期間が満了する来年の3月31日までに、契約内容、業務内容などを精査して、指定管理者を議会で可決されていますので、議会に報告し協議をお願いしたいと判断していますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

今起こっている問題の解決について質問します。

商工会が他の業者に業務を委託することを認めてきたのは、町です。さきに述べたような町内の出品者が減っている問題は、町の責任で起こっているんです。この問題をどのように解決するんですか。

まず、町は、商工会と協議の場を持ち、解決しなければならない問題について覚書を作成し、業務を委託したかどやに対して、商工会が改善するようすべきではないですか。解決の期限も明示した具体的な覚書を指定管理者と交わすことで、町民の声にきちんと

対応すべきではないですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

先ほど来、吉本議員からご指摘のある内容につきまして、例えば上富田町と商工会との間には、基本的な覚書と申しますか、基本協定を結んでおります。いわゆる、委託の制限の内容で、第9条に商工会が事前に上富田町の承認を受けた場合を除いて、管理業務の一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならないという規定がございますので、この規定を踏まえて再度、指摘された内容につきましては商工会に聞き取り調査をして対応したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

それでは次に、道の駅の指定管理の評価について質問いたします。

海南市では、市が年度末に指定管理者が目的どおりきちんと効率よく行っているか、評価項目に沿って4段階の評価を行っています。指定管理の期間が終われば、公募を再度行い、選定委員会、有識者や大学の教授も入った選定委員会をつくり、自動的に継続できないという、誰が見てもクリアなシステムをとっています。

日高川町では、年2回、指定管理に係る宿泊施設の運営協議会を開いています。メンバーは、町、町民の代表3名、外部からの視点として和歌山大学の教授、議員2名、指定管理者と広く募集しています。問題がないか、問題があればどうするのかなどの協議を行っています。

質問します。上富田町は、このような町の目的に対する指定管理者の評価や協議会を行っていないように思うのですが、どうですか。担当課。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

指定管理者の評価という観点からの協議会は持っておりません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

町が指定管理者を評価し、問題を解決し、次に進むということが、道の駅では全くできていません。このような事態を改善するために、評価システムをつくる必要があるのではないですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

本件については、先ほど海南省というお話もありましたが、先進地の取り組み事例については研究してまいりたいと思います。それを経た上で、今後の研究課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

先ほどから事実確認ができていないということがあります。それは、やはり評価をきちんと行っているなら、そんなことはないということをお場で答えられたと思うんです。ですから、やはり、問われたときにどうなっているのかということが町民にわかる海南省では、ホームページにその評価を載せています。そういう、町民から見て公正であるということがわかるようにしないといけないのではないかと思います。

次に、質問します。

来年8月には、指定管理期間の5年になります。契約が終了します。今回のことあるので、自動的に今の指定管理者になることがないように、農家、商工業者、大学の教授なども入った選定委員会を設け、公募し、自動的に継続できないシステムをつくり、住民のためになる指定管理者を選ぶべきです。住民から見て、透明性、公平性が確保されるシステムにすべきではないですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

先ほども申し上げましたが、指定管理の期間が来年の3月31日、8月ではありません。来年の3月31日までに、契約内容、そして業務内容などを精査して、指定管理者を議会で、先ほども言いましたように議会で議決をしていただいておりますので、議会に報告して協議をしていきたいと思っておりますので、了解いただきたいと思っております。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

道の駅が上富田町を活性する施設になることを町民は願っています。そのような施設になることを期待して、次の質問に移ります。

食育センターについて質問します。

○議長（大石哲雄）

ちょっと待ってください。指定管理の中の食育交流センターのことやな、どうぞ。

○6番（吉本和広）

町の説明では、食育交流センターは単に食事を提供する場ではない、スポーツをする子供たちが、スポーツをする上で必要な食のあり方を学べる場にすると言っています。いろいろな機会に食育教育をすることはいいことだと思います。

そして、議員に対して、指定管理者のウェルネスがそのようなことをやりますと説明していました。その説明を聞き、疑問に思うことがあったので質問します。

指定管理制度を活用する際は、町がその事業に必要な費用計算も含めた具体的な事業計画を作成し、それを事前に指定管理者に提示し、契約する必要があります。公の施設をつくる目的に合わせた活動計画をつくるのは、町なのです。

食育教育の場合は、実施方法や回数、対象者や人数、講義の内容や依頼者、参加費用等々、具体的な計画をつくって提案しているのですか。それに伴う管理料が必要となると思いますが、町が幾ら払うと提示して契約しているのか、どうなっていますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

食育交流センターは、今月21日に営業開始する予定となっており、現在、営業開始に向け準備を進めているところです。

食育交流センターの目的であります食育の推進の中で実施する料理教室につきましては、今年度、3回程度の開催を計画しております。対象者は、スポーツ少年団のクラブ会員及びその保護者、高齢者の方などを考えており、内容等につきましては、現在、管理栄養士でスポーツ栄養学に詳しい方と相談しているところでございます。

開催時期や募集方法などにつきましては、指定管理者である一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会と現在協議を進めているところです。

なお、講師への謝金や旅費などの経費につきましては、町が直接負担するため、指定管理者である一般社団法人南紀ウェルネスツーリズム協議会への指定管理料を増額する

予定はございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

委託業者のウエルネスは、参加名簿をつくったり、また、抽せんになれば結果を知らせたり、参加者への文書を送ったり、当日2名以上の職員による運営をしなければならなくなると予想されます。また、欠席があった場合への対応やアンケート、実施後の成果などもまとめなければならないと思います。町が行ったとしてもかなりの経費が必要になるのではないですか。

私は、指定管理料の中にきちんと要るものは含めて計算して、指定管理として渡すという透明性のある会計をすべきではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

料理教室の業務につきましては、指定管理者であるウエルネスに確認したところ、これまでの業務の範囲内で対応できるとのお話を聞いておりますので、指定管理料は増額しておりません。

ただし、料理教室終了後、ウエルネスに対しまして業務状況を確認し、必要があれば、ウエルネスと今後の対応について協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

次の質問をします。

スポーツ施設を貸し出し住民などに利用してもらう事業で、もうけ、余剰金が出ないのは当たり前のことです。なので、指定管理者に指定管理料を町が払うのは当然です。

しかし、食育交流センターについては、町が事前に近隣業者へアンケートもとって、スポーツセンター利用者以外の方も食べに来られるので赤字にはならないと予想されると説明していました。食育交流センターは、主に食事を提供する商業施設で、もうけが出るのが予想されます。建設費用に3,400万円もかかっており、数年後には、空調設備の改修も含め、建物改築もしなければならなくなります。もうけが出れば、施設

をつくった町に剰余金が配分されなければならないのは当然のことで、そのお金をためておかないと、次に地方創生で国からお金が出る保証はないのです。町の予算から改修費用を出さなければならなくなるのです。

ウエルネスは、食育センター委託業者から売り上げの何%かを利用料として取ると聞きました。受け取った利用料からウエルネスの食育センターに係る事務費を引いたお金は剰余金で、ウエルネスのもうけとなります。町が契約時に支払ったスポーツセンターの指定管理料の約2,360万円から、ウエルネスのもうけを差し引くべきではないですか。

**○議長（大石哲雄）**

上堀君。

**○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）**

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

スポーツセンター指定管理料の約2,360万円は、食育交流センター建設費用の町負担額をウエルネスが負担してくれることになっていることから、ウエルネス負担額を差し引いた金額となっております。よって、利益に対する剰余金まで指定管理料から差し引くことは考えておりません。

ウエルネスがスポーツセンターを指定管理するようになってまだ約1年です。ですので、今後の運営状況を確認の上、検討していきたいと考えております。

なお、検討の結果、指定管理料から差し引くことが必要と判断した場合は、現在結んでおります協定中に、指定期間中に当初合意された指定管理料を変更すべき特別の事情が生じた場合には指定管理料の変更を申し入れることができ、変更の要否、変更金額等については協議により決定するとの規定がありますので、ウエルネスに対しまして協議の申し出を行いたいと考えております。

なお、食育交流センターの売り上げにつきましてはウエルネスが管理しており、売り上げから一定割合と光熱水費等必要経費を除いた額を、委託料として委託業者に支払うこととなっております。

以上でございます。

**○議長（大石哲雄）**

吉本君。

**○6番（吉本和広）**

詳しく調べてみると、食育交流センターを建つのに町が借金で支払っている1,200万円払うべき、これをウエルネスが肩がわりして毎年120万円ずつ支払うということを書いてきたということを知りました。しかし、これは町から要求していないのです

と聞いたんですが、そうですね。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

町のほうから要求したことはございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

ということになると、ウエルネスが自分から寄附したということに当たるのではないかと思うんです。ですから、寄附金ということですか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

寄附金ではなくて、ウエルネスのほうから、町の負担分につきましてはウエルネスのほうで負担したいというそういう話がありましたので、指定管理料のほうから、その分の負担していただいている部分を指定管理料から差し引いて、指定管理料としてお渡しさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

ということは、ウエルネスのほうで自分のほうから、いけばやれるということで、経営が大変苦しいというところではなくて、それを出せるという状況にあるということを出したというお金だということだと思うんです。

私は、お金の出入りは明確にしないといけないと思うんです。町民の税金を使っていると思うんです。ですから、それだったら私は、120万円に対して出してもらっているからということは町が考える必要はないと思います。町民の税金ですので、相手が自主的にしたことに対して、それを補うために、別に食育交流センターでもうけがあった部分をウエルネスに提供する必要はないと思います。

例えば、3,000万円の売り上げがあったとして、ウエルネスが10%受け取るとすると300万円をウエルネスが受け取ることになります。しかし、そこから事務経費

が50万、ウエルネスさんが要っているとすれば、それは当然引くべきことで、すると、もうけは250万円ということになります。この250万円は、町が施設をつくって出したもうけです。ですから当然、利用料、管理料からこの250万円を引くことが適切だと私は思います。

食育に係る経費は、きちんと指定管理料として払う。もうかり余剰金が生まれれば、それは配分し、施設をつくった町に入る。会計上明瞭にしておくことが大切だと思います。間違っていますか。

○議長（大石哲雄）

明瞭にするというところでとめておいてください。

明瞭にするということに簡潔に答えてください。

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁にもお答えさせていただきましたけれども、ウエルネスがスポーツセンターの指定管理をするようになりまして、まだ1年ということもあります。今後の運営状況を確認の上、その点につきましては検討していきたいと考えております。

また、先ほどもありましたけれども、協定書の中で必要があれば協議の申し出を行えるということもありますので、必要に応じまして、ウエルネスに対しまして協議を申し入れしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

私は、ウエルネスさんが安定して運営していただくことは大切なことだと思うんです。ですから、払うべきものは払う、もうかったものはやっぱり町にもちゃんと入ると、そして、次に建物を改修する際にはそのお金で行う。そうすることによって、町民がまたお金を出すということがないように考えていただきたいと思いますので、次の剰余金、同じことになるんですけれども、剰余金の問題に入ります。

売り上げた収入から実際に要した経費を引いたもうけ、剰余金をどのように指定業者と町が配分するかという問題です。

道の駅では、平成29年度、商工会が委託業者から営業料として1,200万円を受け取り、その中から町へ納入する金額を120万円に決めたのは、誰が決めたんですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

まず、この管理業務基本協定の中で、このように定められております。土地と建物は町有地であるため、町と商工会との管理業務基本協定において、商工会は利用者、つまりお客様から得た利用料金のうち、必要な経費を差し引いた剰余金を町に収益還付金として支払うこととなっております。ただし、剰余金が過大となれば、町と商工会との協議により収益還付金を変更することができるという規定となっております。

これについて、誰がというお話がありましたけれども、これは商工会と上富田町との管理基本協定ということでございます。

なぜこういう協定になっているのかという理由なんですけれども、道の駅くちくまの計画当初から、通行する自動車の数量がどれほどあるのかが当初全く予想つかないという状況にありました。よって、この経営が赤字になるのか、黒字になるのか、全く予測もできない中、最悪の想定として赤字になるのではないのかということから、協定については幾らと明確に決めるのではなく、お互い協議して決定するという規定に至りました。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

それでは、平成30年度、120万円から240万円になったのはどういう理由ですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

道の駅の売り上げが非常にふえた、そういうことから過大になったということから、剰余金を商工会との話し合いの中で引き上げるように、こちらがお話しさせていただいて、それについて商工会も納得していただいて、120万から240万円という形でいただくお金をふやしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

ちょっとわからないんですけども、商工会に入ってくるお金は1,200万と決まっているわけです。だから、ふえるふえないとはないと思うんです。だから、これが非常にわからない。町民の方から見てもわからないと思います。

どんな協議がされているのかというのが記録に残っていますか。

○議長（大石哲雄）

協議録があるかということやね。

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

特に、これを120万を240万円にするということの覚書とかそういったもの、協定を結ぶとかそういった文章化したというものはございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

それだと町民が情報公開を求めても、記録としてないものを求められません。町民にとったら、物すごく不透明です。剰余金を上富田町と指定管理者がどう配分するかについては、協定書できちんと決めるべきです。

海南市の海釣り公園では、売り上げた収入から実際に要した経費を引いたもうけ、剰余金は、市と指定管理業者で折半しています。赤字の場合は、別途協議するとしています。すさみ町では、総務省の通達どおり、指定管理者の信濃路が売り上げの3%、金額にして1,000万円を町に払い、町はこの1,000万円を道の駅基金として蓄えて、施設大改修や道の駅の今後のために使うとしています。次の改築の際には、町民の税金を使うことのないようにしているのです。

上富田町の指定管理者との協定では、この剰余金の規定が曖昧です。道の駅の協定書には、協議によるとなっています。先ほど言いましたように、住民が情報公開しても、どんな協議がなされているかもわかりません。

質問です。もうけの剰余金は、建物を建てた町に施設使用料として半分、運営で経費以外に運営努力を直接行っている営業者に対してのことですけれども、事業者に半分と明記する。またそれか、売り上げなら売り上げの何%、ただし赤字の場合は協議するなどして、町民にわかりやすく納得のいくものにする。そして、町は、今後の大型改修改築のために、例えば道の駅なら道の駅基金としてためて、次の改築の際は再び町民の税金を使わないようにすべきではないですか。

○議長（大石哲雄）

今後の方針だから、町長、答えるか。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

6番、吉本議員の質問にお答えします。

今の質問につきましては、協定書でいろんな定めるべきところを定めよという指摘であろうかと思っておりますので、今後、来年の3月末で期限が切れますので、それまでに商工会、またいろんな中で協議して、最終、議会のほうにも報告しなければなりませんので、そこで改築するのであれば改定する方向で考えていきます。

それと、基金につきましても、そういう観点で、改修費用が要る場合であれば基金が必要になってくるので、その辺につきましても協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

私は、町が今まで予算がないからできないと言ったことは幾つか覚えております。それは、私が精神障害の方の通院費を160万円あったら無料にできるという質問をしましたが、お金がないと。また、家根谷議員さんが不妊治療の補助を田辺市並みにしてほしいと言っても、お金がないからと。中井議員さんが求めた町内保育所と同様の町外事務所内保育への補助もしてほしいという質問に対しても、お金がないと。この間は、お年寄りの敬老年金とかお祝い金を、80歳であったのを85歳に引き上げると、この予算を160万円削るということでした。

私は、やはり町民の願いを実現するために、指定管理の部分について町に入るべきものはきちんと入れて、そういうところで使えるようにやっぱり町としては努力しなければいけないと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

公の施設を町が用意し、指定管理する場合に考えてほしいことがあります。上富田町は福祉のまちとうたい、多くの障害者施設がある町です。田辺市にはひきこもりを支援する福祉事業所が経営している飲食店もあります。町内の方も通って頑張っておられます。

私が事務局を務める発達障害の子供を持つ親の会でも、就職できず家に引きこもっている子供さんの話が多く出されます。人とかかわることが苦手でも、一人で行う仕事ならでき、そこで自信をつけることで少しずつ社会性を身につけ成長される方も多くおられます。店が閉まってから施設やトイレの掃除、裏方の仕事を行うことはできるのです。

障害のある方で、ウエイトレスやウエーター、調理の手伝い、レジ打ちのできる人もおられます。

障害者やその保護者の方から、町がもっと障害者の仕事をつくるべきではないかという声をよく聞きます。障害者やひきこもりの方の活躍する場として、指定管理者に障害者関連事業所を選ぶことは、町民の願いをかなえることでもあると私は考えています。町のする仕事は、町民が生き生きと生活できるようにすることです。障害者の事業所に指定管理者となっただけでも検討されるべきではないですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、直接、指定管理者を福祉関係の事業所に指定管理をしてほしいということですが、今後そういうことも検討していきますが、現在、トイレ掃除とかそういう形の中であれば、指定管理をしているのは、今、道の駅の部分であれば商工会のほうにそういう作業をさせてもらいたいよというような話もさせていただきますし、今であれば、指定管理ではありませんが、福祉関係の事業所の生徒の方とかが、市ノ瀬の若者広場のトイレとかも掃除してもらっている経緯もございます。そういうこともありまして、今後そういうことに対しては考えていく必要があると思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

私は、トイレ掃除に限らず、もっと活躍する場があると思うんです。やっぱり、そういう福祉の事業所の人たちとじっくり話をして、ことしからひきこもりに対しても、町は協議会をつくるという話も聞きましたし、今、不登校の子供たちもふえて、家に引きこもっている子供たちもいます。そういう子供たちが社会と接点を持っていくということを、私は、町自身が本当に考えていただきたいと思いますので、さらなる検討をよろしくお願いたします。

これで指定管理についての質問を終わらせてもらいます。

○議長（大石哲雄）

それでは、指定管理についての質問を終了して、次に、臨時・非常勤職員についての質問、許可いたします。

○6番（吉本和広）

私は、支援学校で教員をしてきました。支援学校には、バス通学の子供の安全を確保

するためのバス添乗員もされる添乗介助職員さんや、子供の障害に応じたさまざまな形態の給食をつくる調理員さん、妊娠介助の介助員さん、警備員さんなどの非常勤職員の方がいます。学校は、その方なしでは回らない。なくてはならない職員です。

町長に伺います。町にとって、臨時・非常勤職員さんはどんな存在であるとお考えですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

臨時と非常勤職員につきましては、町行政を進めていく上で、また安定的に行政サービスを提供するためにも、欠かせない存在であると考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

2020年度から会計年度任用職員制度が施行されます。この制度は、臨時・非常勤職員の待遇改善が目的です。全国の地方自治体では、臨時・非常勤職員の任用状況調査など、条例制定に向けた準備が進められていますが、財源の確保ができるか明確でないため、検討が進まないという状況があります。

2019年2月21日に日本共産党の本村伸子衆議院議員の総務委員会の質問に対して、石田真敏総務相は、会計年度任用職員制度に係る必要な財源については、今後、調査を行いしっかりと検討すると答えています。

4月に上富田町にも調査がおりてきています。調査以前に、一部の自治体では、財政負担を理由に業務そのものを民間へ委託したり、勤務時間を形だけ短縮してパートタイムの会計年度職員にしたりするなど、国による財源保障の動きが見えない不安から、待遇改善とは逆の動きが広がっています。このような動きに対して、総務省は、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由としての民間委託や勤務時間の短縮などの勤務条件の不利益変更を行うことは法の趣旨に沿わないと、国会で繰り返し答弁しています。また、マニュアルも明記しています。

上富田町は、臨時・非常勤職員の数等の報告は既に行ったと聞きました。4月以降の総務省の調査の結果を受けて、財政措置の検討が行われるとのことなので、財源がおりてくると予想されるので、時間を減らして一時金対象から外したり、民間に安易に委託したりするなど不利益になることのないよう、財政措置を待つて法の趣旨に合った対

応をとり、臨時・非常勤職員の待遇改善が行われるように対応されますか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今の質問ですけれども、今後、財政負担の増加が見込まれる予定になっておりますので、そういう場合であれば、町村会等を通じて国に要望してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

今、その質問を次にしようと思ったんですけれども、そうしていただけるということなので、ぜひ、町の財政が厳しい状況ですので、国に対してそのような要望を上げて、非常勤・臨時職員の条件がよくなるようにしていただきたいと思えます。

次に、非常勤職員の公務災害補償について質問します。

ある自治体で、非常勤職員がパワハラで亡くなるということがあり遺族が改善を訴えたことを受け、総務省は、本人だけでなく遺族も申し出できるよう通知しました。

非常勤職員は、各自治体が定める条例に基づく補償制度となっています。和歌山県市町村総合事務組合が行っており、既にそのようになっています。

公務災害があった場合、職員本人や遺族の申し出の権利があることを、辞令交付の際に周知徹底されていますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

6番、吉本議員のご質問にお答えいたします。

公務災害補償制度の周知についてのご質問ですが、現在、臨時職員は、和歌山県市町村総合事務組合の市町村非常勤職員の公務災害補償制度に加入しており、各課担当職員には、臨時職員等が公務上の災害を受けた場合には、報告及び災害補償の手続をしていただくよう周知しております。

しかし、現時点では臨時職員には公務災害補償についての周知はしておりません。今後、採用時等、公務災害補償制度について周知していきたいと考えておりますので、以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○6番（吉本和広）

周知していただけるように、よろしくお願いします。

これで、私、吉本和広の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前10時14分

---

再開 午前10時14分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

続きまして、一般質問を続けます。

9番、榎木正行君。

○9番（榎木正行）

おはようございます。私のほうから一般質問させていただきます。

「AELの設置状況」について、よろしくお願いします。

昨年、12月8日土曜日、社会福祉協議会のまちかどカフェが主催する紅白歌合戦カラオケ発表会が大谷総合センターで行われました。参加者は115名。そのうちの1人Tさんという女性参加者がカラオケの順番をお待ちしていたところ、突然、椅子から崩れ落ち床に倒れてしまいました。臨時にカラオケ大会を中断するとともに、救急車を要請、同時に応急手当普及員の方が人工呼吸を試み、救急車の到着後も隊員による懸命な心臓措置が行われました。しかし、約2時間後にTさんは、搬送先の病院で手当てのいかにもなく亡くなられてしまいました。死因は急性心筋梗塞とのことでした。救急車の到着後は、あえぎ呼吸と呼ばれ死戦期呼吸の状態であり、機械式のものを用意して脛骨圧迫を行うこともなく、もしあ のときAEL自動体外式除細動器が設置されておれば、Tさんの命は救われたかもしれないと思うご家族の気持ちにも悔やみ切れない思いがあったと感じております。

その後、関係者に大谷総合センターにAELの設置をお願いし、確認したところ、まだAELの設置がされていないとの回答でした。

（「AED」の声あり）

ごめんなさい。AEDです。

大谷総合センターは、年間約2,800人を超える利用者があり、地域のコミュニテ

イセンターとして事業を推進している中、特に、公共施設や人の多く利用される施設にはAEDが必要不可欠であると考えます。心停止から10分たつと救命が難しいと言われる中、5分以内に除細動が可能な措置ができれば、救命率が高まることが予測されると言われております。こうした状況から、AEDの設置について、厚生労働省の設置基準のガイドラインなどを参考に、AEDの適正設置が早急に必要だと思えます。

そこで質問させていただきます。町内公共施設のAEDの設置の状況を教えてもらえますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

9番、榎木議員のご質問にお答えいたします。

町内公共施設のAEDの設置状況はどうかのご質問ですが、上富田町の公共施設につきましては、庁舎を初め保健センター、上富田文化会館、小学校、中学校、保育所等がございます。その公共施設のAED設置状況は、役場庁舎の会計課横に1カ所、保健センター1階廊下に1カ所、上富田文化会館1階玄関ホールに1カ所、朝来、生馬、岩田、岡、市ノ瀬の各小学校の体育館に1カ所、上富田中学校体育館入り口と職員室の前の2カ所、はるかぜ保育所職員室近くに1カ所、なのはな保育所玄関に1カ所、合計11施設12台のAEDを設置しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

榎木君。

○9番（榎木正行）

そしたら、公共施設でつけていないところはありますか。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

先ほどお答えさせてもらった公共施設以外は設置しておりません。

（「すみません、何件」と榎木議員呼ぶ）

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

公共施設の数ですか。一応、公共施設につきましては、上富田町公共施設等総合管理計画の中にうたわれています公共施設は、小学校とか文化系とかいろいろ、集会所等ございまして、全部で約150件近くございます。ですので、今、現に設置しているのは

11施設なので、約140件近くは設置できていない状況でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

檜木君。

○9番（檜木正行）

それでは、今つけている場所なんですけれども、そっちにAEDがあると思うんですけども、これは電池とかバッテリーとかあるんですけども、メンタルのほうはしていますか。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

今把握できているのは、役場庁舎のほうの管理につきましては、一応バッテリーにつきましては約5年、電極パットにつきましては大体24カ月から60カ月ということになっておりますので、随時その分についてはメンテナンスはしております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

檜木君。

○9番（檜木正行）

よろしくお願ひします。

大谷にAEDの設置の計画はあるんですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

9番、檜木議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、大谷総合センターにAEDの設置計画はあるかというご質問をいただきました。現時点では、大谷総合センターへのAEDの具体的な設置計画はございません。といいますのは、町内には同規模の公共施設がほかにもありますので、公共施設全体におけるAEDの設置については、大谷総合センターのみならず全体的な視野に立って計画されるものであるためです。

なお、公共施設に設置型のAEDを設置するという方法以外に、例えば何か催し物をする場合に、ポータブル型、持ち運び可能なAEDを持参していくという方法もあるかと思ひます。

いずれにいたしましても、設置型、ポータブル型にかかわらず、公共施設におけるA

E Dの設置については、今後の全庁的な課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

檜木君。

○9番（檜木正行）

では、早速できるだけつけるような方向で、よろしくお願ひいたします。

町長、私も大谷総合センターで事故があったときに、町長のほうに電話させてもらった。ちょうどこの日に和歌山のほうへ出張でありまして、早速、そういう電話をさせてもらって言っていましたので、よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、芝企画員が言いましたように、設置型じゃなしに、簡易的なポータル型の持ち運びの部分もありますので、そういうところも今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

檜木君。

○9番（檜木正行）

よろしくお願ひします。これでA E Dは結構です。ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

それでは、A E Dの設置についての質問を終了し、次に、くちくまのコミュニティバスの運行についての質問を許可いたします。

○9番（檜木正行）

くちくまのコミュニティバスの運行について、よろしくお願ひします。

私からは、本年4月からリニューアルされたくちくまのコミュニティバスの運行について質問いたします。

くちくまのコミュニティバスは、町民の交通手段として、それに伴う住民福祉の向上に資するためと、平成13年度から運行が開始されています。住民の移動手段として、特に高齢者や学生の通学手段として多くの人に利用されていると認識するところです。このコミュニティバスの運行に当たっては、住民利用者の意見や要望により、コミュニティバスの検討委員会においてこれまでも運行計画の見直しがされ、より住民にとって便利性のよい運行とともに改正されて取り組んできたところのものと思います。

また、社会現象でもある高齢者の交通事故などにより、運転免許証の自主返納により、

ますます高齢者などの移動手段としては、これからも多くの住民にこのコミュニティバスが利用されると考えています。

リニューアルされたくちくまのコミュニティバスの運行計画では、車両、ルート、時刻などが一新され、運行が開始されたところで新たな一部ダイヤ改正が見直されたと報告を受けていましたが、運行の変更に当たって、何の問題があったのか。よろしく願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

この運行改正について、何の問題や課題があったのかという趣旨のご質問をいただきました。

これも過日、総務教育常任委員会でも報告しました10月を予定としたルート変更案のご趣旨だと思いますので、お答えいたします。

まず、4月1日より、コミュニティバスの路線と時刻がリニューアルいたしました。このことの原因といいますか要因は、赤バスの老朽化によるものが一番の要因でした。4月以降、新たな路線で運行したところ、朝来地区の旧国道42号の一部を運行することとなりましたが、幅員が狭く、小・中学生、高校生の通学路であるということで、地元住民の皆さんから心配の声が寄せられました。折しも先月、他県でございますが、悪意のないドライバーによる乗用車同士の接触事故があつて、それが原因で交差点で待機されていた保育園児に乗用車が突っ込んで2人の幼いとうい命が奪われたという事故があつたことから、特に心配の声が私どものほうに寄せられました。

したがいまして、目下、問題視しておりますルートについては、バス停がないということもあり、そのルートをカットするルート変更を調整しています。しかし、今後はコミュニティバス検討委員会、地域公共交通会議の議論を経た上で、運輸局の認可を取る必要がありますので、一番の最短でも10月になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

檜木君。

○9番（檜木正行）

あの狭いところを走っているということで危ないという話ですね。それで、バスは国立病院は行っていますけれども、今回のリニューアルで紀南病院のほうは行っていませんか。行っていますか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

すみません、先ほどの答弁と重複するんですけれども、あくまで一部のルートを変更ということなので、紀南病院へは行かないという形で、4月1日以降、紀南病院へは行かないという形になっておりますので、その点については変更なしということでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

樫木君。

○9番（樫木正行）

その声もあるもので、何とかよろしくお願ひしたいと思うんですけれども。バスが紀南病院に行っていないということで。

○議長（大石哲雄）

質問か。要望か。

○9番（樫木正行）

要望です。

○議長（大石哲雄）

要望のようなんです。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

ただいまの樫木議員さんのご質問にお答えしたいと思うんですけれども、打ち合わせの中では、紀南病院の話は入っていなかったかと思ひます。後ほど、九鬼議員さんの中での交通弱者を守る移動の手段の中で、紀南病院の点が入っておりますので、その場で回答させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

樫木君。

○9番（樫木正行）

リニューアルのくちくまのバスの運行について、住民への公告に伴い、バス停の標示、ダイヤ表、案内チラシの作成に多額の費用が発生したと考えています。新たなルートなどの改正を行えば、同様の費用がさらに発生しますが、この予算執行について、当局の考えはどうですか。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

予算執行についてご質問いただきまして、お答えいたします。

この10月のルート変更案については、一部カットするものでありますが、現時点で最低限の予算執行額というふうにとどめましても、おおむね50万円程度かかるものと認識しております。今回の変更により、1カ所のバス停の新設と4カ所の既存バス停の附属時刻表の変更、そして、バスの方向幕と社内音声アナウンスの変更のみにとどめたと仮定すれば、おおむね50万円程度かかるものと認識しております。

いずれにいたしましても、運輸局が認可していただかなければ変更できないことはもとより、コミュニティバス検討委員会並びに地域公共交通会議の委員の承認をこれからいただくことを前提としたものであることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

榎木君。

○9番（榎木正行）

税金を使っただけのことですから、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

終わりですか。

○9番（榎木正行）

はい。

○議長（大石哲雄）

それでは、10時45分まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時31分

---

再開 午前10時43分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

8番、松井孝恵君。

松井君の質問は、一問一答方式です。

市ノ瀬診療所付近の周辺整備についての質問を許可いたします。

○8番（松井孝恵）

よろしく願いをいたします。

本日、私は、市ノ瀬診療所付近の周辺整備についてとして質問をいたします。

前回、3月定例会におきまして、診療所について私は質問をいたしました。まことに残念ではありますが、ことし9月30日の閉鎖は確定しております。しかしながら、当局のご尽力によりまして民間の医療機関などのお話もあるようですから、新たな方向性として前向きに捉えて大いに期待しているところであります。

さて、この市ノ瀬診療所がある周辺には、体育・レジャー施設、飲食店、商店、公共の施設などがあり、市ノ瀬地区におきましては中心地であると言えます。周辺の花壇の手入れや剪定、草刈りなども老人会さんの方々が率先してお世話をしてくださり、ボランティアの方々の手によって四季ごとに花が咲き、遠方から訪れてくださる方も大変いるようであります。

また、グラウンドゴルフ場、公園もあることから、住民にとりまして年代に関係なく憩いの場になってまいります。この一帯は市ノ瀬財産区、愛護会ほか公共の土地が入り組んでいます。しかし、その土地の区分に関係なく住民の方々や関係する団体の方々が、地域をきれいにしようと長年にわたり携わってきた結果、今日に至っております。今後ともこの伝統を私たちは守っていかなければなりません。

話が少し変わるんですけれども、議員になりましてから定期的に電話がかかってくる場合がございます。いわゆる教育新聞の勧誘というやつなんですけれども、二十数年にわたり父兄として実践も私はさせていただいたので、丁重にお断りをしています。私はそういった最新の教育に対する研究は否定しませんけれども、やはり地域に合った実践と経験が重要ではないかと考えております。

最近、市ノ瀬の地区では新築のお宅が随分とふえてまいりました。全く見知らぬ土地から越してこられた若い方々も大変多くおられます。そんな中、子育てをしていくには、時に不安もあろうかと思えます。新しく越してこられた方も、以前から住まわれている方も分け隔てなくおつき合いをしていただけるように、私たち年長の者は環境整備をしていく必要があるといつも考えております。

そんな中、新しくこちらへ越してきた若いお父さんから公園の遊具について尋ねられたことがございました。内容は、市ノ瀬の若者広場の滑り台が使用禁止になっているが、どうしてですかということであります。

当時、担当課でお聞きしますと、「使用不可の判定が出ました。今のところ修繕の予定はない」ということでした。いわゆるお金がないということだったと思われれます。私

たちの世代の多くは、山とか川とか田んぼとか、そういうところで主に遊んで育ったわけでありましてけれども、よくよく考えれば危険なことも多かったわけでありまして。今、振り返ればそう思います。ですから、今日、安心して遊べる公園の遊具のニーズが多いのは当然だと思われまして。

平成29年12月の産業民生常任委員会においてお尋ねをいたしました。「お金がない中で丹田台公園の遊具は修繕された。市ノ瀬若者広場の滑り台も修繕されるか」という問いに対し、当時の町長は、「丹田台は汚水処理の預かり金がある。財政上難しいので、ほかは撤去する」というお答えでありました。続く平成29年度3月定例会においても、「遊具点検の判定により不可になったものがあり、順次撤去する」という答えでありました。

そこでお尋ねいたします。

当局の答弁にありましたように、昨年、市ノ瀬若者広場の滑り台は撤去されました。修繕せずに、まず撤去した理由をお伺いいたします。また、お金がないという中で、この費用をどう捻出されたか、答弁を願います。

**○議長（大石哲雄）**

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

**○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）**

よろしくお願ひいたします。8番、松井議員のご質問にお答えします。

平成29年度に専門業者による公園遊具の点検を行った結果、大規模な修繕が必要との判定が出ており、費用も多額となることから撤去いたしました。また、撤去につきましては、市ノ瀬愛郷会様が周辺を一体整備する際に合わせて撤去していただきました。

以上でございます。

**○議長（大石哲雄）**

松井君。

**○8番（松井孝恵）**

つまり、地元負担していただいたということでもありますね。増設や修繕、撤去、いずれにしても町が全て行っていくということは財政上厳しいです、こういうことだと思われまして。

平成30年10月の決算審査特別委員会において、丹田台の汚水処理と遊具の関係について再度お尋ねをいたしました。「そういった預かり金はないので、今後はない」と答弁いただきましたが、このことに変わりはありませんか。

**○議長（大石哲雄）**

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

8番、松井議員さんのご質問にお答えします。

丹田台の共同汚水処理施設並びに公園の遊具修繕に関する経過ですけれども、この点につきまして、私のほうから説明させていただきます。

まず、平成21年中に丹田台の共同汚水処理施設から公共下水道へのつなぎ込みを行いました。それから、平成22年度に丹田台地域の供用を開始してございます。そのときに運用しておりました共同汚水処理施設基金は、利用者から共同汚水処理施設を利用するための使用料として徴収したものでありましたので、その共同汚水処理場の施設の更新のために設けられた目的基金であります。

丹田台の共同汚水処理施設は平成22年度に目的を終了しましたので、目的基金であります共同汚水処理施設基金は廃止をしてございます。これは、平成22年度の決算特別委員会、また議会において議決された内容であります。

廃止した時点の基金の残高ですけれども、平成22年度決算では7,806万2,331円ありました。そのうち特別会計の共同汚水処理施設事業に1,351万3,335円を財源充当しております。一般会計へ特別会計共同汚水処理施設事業繰入金として6,454万8,996円の繰り入れを行い、その繰入金と同額を財政調整基金に積み立ててございます。

財政調整基金といいますのは、財源不足等を補うために一般財源として扱うものでありまして、いわゆる共同汚水処理施設基金を廃止した平成22年度の段階では、残額はゼロ円ということになります。しかしながら、財政上を勘案し、できる限り財政調整基金に積み立てた額に見合う額を丹田台地域の生活環境の改善に充てたいと考えまして、平成23年度に共同汚水処理施設の解体を行った以降は、平成24年度から平成29年度まで丹田台地域内の町道の舗装・修繕並びに丹田台公園の遊具の修繕を実施しました。

以上のことから、預かり金というものではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

わかりました。ありがとうございます。

いずれにしても、丹田台についてはそういう事情があつてということだと思ふんですけれども、全般的に見れば、お金がないというのは大変厳しいことではあるんですけれども、長い目で見ていきますと、こういった遊具の整備などは次の責任世代に対する私は投資でもあると思っております。やはり何とかして、お金は要っても整備をしていかななくてはならない、そう思っております。

そうなったときに優先順位ということが出てくると思うんですけども、例えば教育委員会とか産業建設課とか、担当する課によって対応のスピードが変わる、または判断基準が変わるということはありませんでしょうか、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

8番、松井議員のご質問にお答えします。

公園遊具の管理は、総務政策課まちづくりグループ、産業建設課管理グループ、教育委員会の3課で行っており、各課とも遊具の安全性、公園の利用状況、住民からの要望などにに基づき優先順位を決めております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

もう一回確認させてもらいます。課によって判断が変わるということはあるということですか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

先ほどの質問でもお答えさせていただきましたとおり、遊具の安全性、公園の利用状況、住民からの要望等に基づきまして優先順位をつけさせていただいています。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

松井議員のご質問にお答えします。

課によってという判断はないです。というのは、予算のあくまでも見積もり、予算査定をしますので、その段階で、その順位が適正であるのかどうかにつきましては、町長、副町長査定の中で見て検討させていただきますので、それは町内全体のバランスを見ながら、必要性も見た上で判断しています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

例えばですけれども、答えられたらの範囲で結構です、ちなみに優先順位度が高いとか、優先度の高い条件にはどんなものがありますでしょうか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

繰り返しになってしまいますけれども、公園の利用状況、住民からの要望等に基づきまして優先順位を決めさせていただいておりますので、特にこれというのは、そのケース・バイ・ケースだと思います。

以上になります。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

なかなか一概に答えられることではないと思いますので、ケースごとに判断していく、そういうことだと思います。

ことしの4月ごろだったんですけれども、ちょうど桜の花の咲くころに、診療所の裏の公園に私ちょっと行ってみました。この桜の咲く公園で複数の若いご家族が相集い、食事をとりながら歓談をされておられました。私たちが若いころには、なかなかなかった光景でありました。子供さんたちが楽しそうに遊具で遊んでおられました。私は、もっともっとたくさんの子供たちがここに来て、家族で思い出をつくったり、大きく成長して行ってほしいと願いました。ですから、こういった公園に、さらに遊具など設備が整いますように切に願うものであります。

お尋ねをいたします。

先ほど、優先順位等をお聞きしましたけれども、この遊具整備の中で、例えば町として優先順位は低いということがありましても、受益者などが応分の費用負担をするんだと申し出てきた場合において、優先順位が、精査の上、格上げされるようなことは可能なんでしょうか、答弁願います。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

8番、松井議員のご質問にお答えします。

町の予算も関係しますが、遊具の必要性及び維持管理など地元と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

町内の各地区でいろんな場所もありますし、条件は違いますけれども、私は、まずはできるところからやっていったらどうかなと思うわけです。ぜひ、その際には、前向きにご検討もお願いしたいと思います。

議長、次の項目にいかせてください。次の項目に移ります。

若者広場、高齢者憩の家トイレの洋式化について質問をいたします。

変な話になるんですけども、私と同期の檜木議員さんが初めて会話を交わしたのは、岡の八上神社の前のトイレでありました。初めてそこでお会いしたんです。1期目の選挙中のときであります。いまだに「あそこで会うたな」と、2人で話をするんですけども、トイレというのは、もちろん用を足すという目的があると同時に、ちょっと一休みしてというような目的もあろうかと思えます。

そんなことを思いつつ町内を見回してみますと、今申し上げました八上神社、非常にきれいに整備されております。それから岩田へ来たら、民間施設でも大型ホームセンターなどに立派なトイレが完備されています。また、岩田の公園、稲葉根王子、生馬へ行ったら小学校にもありますし、彦五郎公園も改修される予定だと聞いています。朝来には道の駅、朝来駅にも立派なトイレがありますし、ほかにもたくさんあろうかと思えます。

そこで肝心なのは、市ノ瀬はどうなのかということでもあります。この小さな市ノ瀬ですけれども、公的施設、民間施設合わせて、ざっと数えて、断らなくても自由に使わせてもらえるトイレが十三、四カ所以上あると思うんです。もっとあると思えます。

これ個人的な見解ですけれども、こういったトイレの整備というのは、文化の高さの象徴と違うのかなと個人的に思ってみたりもしています。ただ、なかなか数だけ言えば立派ではあるんですけども、残念ながらその多くは和式トイレのままです。

今ここで、生活様式の変化や高齢化による使いにくさはあえて述べませんけれども、上富田町として学校以外の公共施設のトイレの洋式化にどんな見解をお持ちでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

8番、松井議員のご質問にお答えします。

洋式トイレが一つも設置されていない公共施設については、トイレを洋式化する必要性は感じております。ただし、トイレを洋式化するためには町の予算も関係しますし、施設によってはスペースの問題もあることから、今後慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

確かにそうだと思います。今、特に学校のトイレの洋式化が叫ばれております。前回は同僚の議員さんも質問されておられました。必要性は皆わかっておっても、そんなにたやすいものではありません。ですから、先ほどの遊具と同じで、これもとにかく優先順位があるよということになるうかと思うんですけれども、使用頻度が高いと思われる、市ノ瀬に十幾つあると言いましたけれども、市ノ瀬の地区においては、この市ノ瀬の若者広場、それから高齢者憩の家のトイレの洋式化は順次必要なのではないかと考えております。この部分の当局のお考えはいかがでしょうか。また、改修に当たって問題があるとすれば——今も聞いたかもわかりませんが、一体何でしょうか、お答え願えますか。

この2つについて問題があるとすれば、いかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

8番、松井議員のご質問にお答えします。

若者広場のトイレにつきましては、多目的トイレが整備されておりますので、洋式のトイレ使用を希望される方におきましては、多目的トイレを使用いただければと考えております。

また、市ノ瀬老人憩の家の附属トイレにつきましては、現在、和式トイレ1つの状況となっております。新たに洋式トイレを設置できるスペースはなく、トイレを洋式化した場合、和式がなくなる状況になることから、慎重に判断すべきと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

もう一回そこをお聞きします。若者広場には多目的トイレがあるということですから

ども、当面の間、この部分についてはこれでいくと、改修の必要については別に考えておられない状況ですか、特に必要ないですか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、若者広場につきましては多目的トイレが整備されていますので、まずはそちらを使っていただいて、当然ほかの施設でも洋式化できていないところもありますので、そういうほかの施設との関係もあって判断していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

いろんな条件がありますので、一概にここでどうこうと答えられないということだと思います。

やっぱりこれも遊具と同じようなことなんですけれども、そういうときにもいろんな条件があろうかと思えます。先ほど遊具のときにも言いましたけれども、市ノ瀬地区のことでもありますから、先ほど、地元と話もしていくよ、遊具についてはそうだと。しかし、トイレなんかも、そういう機会があるのであれば、他の地域のことも考えなければいかんですけれども、地元から提案があったりとか、条件が整って前向きに取り組んでいけるんだということになったら、そういうことについては順位も検討していただけるというふうに思っていて構いませんか、いかがですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今、松井議員言われますように、遊具、またトイレ、市ノ瀬診療所の近くには芝生公園もあります。そこで現在、キッズサッカー、小学校に入るまでの子供たちもサッカーをされていますし、今一番よく使われているところだと思いますので、松井議員言われますように、先ほど担当課より説明しましたが、優先順位についても、また今後、市ノ瀬財産区、また愛郷会の皆さんとも相談させていただきながら、管理等も含んでいきますので、その点、前向きに検討していきたいと思っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

松井君。

○8番（松井孝恵）

町長、ありがとうございます。

私は今回、市ノ瀬のことばかりしゃべっておりますけれども、何も市ノ瀬の地区だけがよくなったらいいと思っておはおりません。そんなことは一切思っておりません。ただ、こういったお金がないという中で、条件が整ったら、やっぱりそういうところから一部だけでも手をつけてく、こういうことは必要なのではないかと。もちろんバランスは必要ですけれども、整ったら、そして住民から要望があったら、そういうところに手をつけていくということをお願いしたいと思ひまして、きょうは質問をさせていただきました。

議長、私の質問はこの程度で終わらせていただきます。

○議長（大石哲雄）

これで、8番、松井孝恵君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

3番、家根谷美智子君。

家根谷君の質問は、一括方式です。

不登校問題についての質問を許可いたします。

○3番（家根谷美智子）

よろしくお願ひします。ただいま議長よりお許しが出ましたので、一般質問をしたいと思ひます。

不登校問題についてであります。

2019年5月より時代も令和元年と新しい元号になり、新たな一步を踏み出しました。昭和、平成と過ごしてきた私にとりましても、目まぐるしく変わっていく世情についていくのが精いっぱいです。

また、そんな中、子供たちを取り巻く環境も随分と変わってきました。現在の社会問題として挙げられる中で、少子化、核家族化、不登校、子供の貧困問題、いじめなど、社会の変化に伴いたくさん課題が出てきております。とりわけ不登校問題につきましては文部科学省の調査の数字にも出ていますように、全国においてもここ最近は年々増加傾向にあります。

調査結果については、長期欠席、これは年度間に連続または断続して30日以上欠席の理由を4つに分類して統計が出ております。

1つは、病気によるもの、2つ目は経済的理由、3つ目は不登校、4つ目がその他に分けられます。3つ目の不登校の一般的な定義として、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともで

きない状況にあること」としています。

「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」では、全国での小・中学校における長期欠席者数は21万7,040人、このうち不登校児童・生徒数は14万4,031人になります。前年度と比べましても長期欠席者で約1万700人、不登校児童・生徒数では約1万300人ふえていました。

調査の中には、学年別不登校児童・生徒数があります。小学校での増加率を見ますと、4年から5年へ上がったときの不登校児童数が一番高くなっています。近年、不登校児童の低年齢化も進んできており、核家族化や地域のつながりが希薄になっているのも原因の一つではないかと言われています。

また、中学校では、さらにその人数もふえて、学年が上がるほど増加の一途をたどっております。低年齢化していることを勘案しますと、早期の対応・対処があればもっと違った道も見えるのではないかと思います。なかなか難しいのが現状でしょう。上富田町でも、不登校児童のお母さんのお話をお聞きする機会があります。

そこで、1つ目の質問です。

現在の上富田町での不登校児童に対する学校としての対策や対応、その支援方法、またその取り組みによる効果などをお聞かせください。

続けて、次の課題としまして、不登校児童の学習と適応指導教室についての質問になります。

不登校が長期化している子供につきましては、学習の機会をなかなか持つことが難しく、学力の問題が、中学3年生ともなりますと受験を目前に控え浮き彫りに出てきます。

文部科学省の教育機会確保法基本指針に5つの基本理念が規定されています。そこには、「不登校児童・生徒が安心して教育を十分に受けられるよう学校における環境の整備が図られるようにすること。教育を通じて社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること」とあります。

町外には、民間のフリースクールなどもありますが、上富田町内には適応指導教室を設けて、そこに不登校児童が家庭や学校以外での学び場または居場所づくりとして存在しています。私は、この適応指導教室を去年初めて知り、訪問も何回かさせていただきました。適応指導教室への出席は学校への出席と同じ扱いになること、中学校から交代で先生が勉強の指導に来ることもあるなど、子供たちのためにご尽力されているお話も伺いました。そこにいる先生は知識や経験も豊富であり、とても温厚で熱心な先生のお姿に共感はしたのですが、子供の中には、やはりもう1人若い先生を望む声や、ほかに女性の先生がいると話しやすいなどの意見もお聞きします。この学びや自体、存在を知

らない人も多く、もっと周知してもらい、保護者の相談や意見を取り入れやすくしてもらえる機会を持つことができれば、早期の居場所探しのお役に立つのではないかと考えます。

また、ここにも来られない子供につきましては、家庭学習ができればいいのですが、なかなかそれも難しい状況です。そういった子供たちにも、今後導入されるICTなどを通じた積極的活用で支援をお願いしたいところです。

先ほどの教育機会の確保等に関する基本的事項の中で、家庭にいる不登校児童・生徒への支援の充実に、「教育委員会においては、地域の実情に応じて不登校児童・生徒の保護者に対する幅広い情報提供や保護者間の交流機会の提供など早急な支援の充実が求められる」とあります。保護者の共通の悩みは行き場がありません。家庭の中でお母さんたちが抱え込まないよう常につながりを持った支援を切に望みます。町の財政が厳しい中ではありますが、宝物である子供たちの未来のために、私たちはまだできる手だてがあるのではないかと思います。

そこで、2つ目と3つ目をあわせて次の質問をします。

この教育機会の確保等に関する基本理念に鑑み、義務教育を担う立場として、不登校児童への学力確保への現状と今後の取り組み、また、適応指導教室でのICTなどの活用方法や中学3年生への進学支援などはどのようにしていくのか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育長、梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

皆さん、こんにちは。3番、家根谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、不登校問題について、現在の上富田町における対策や対応についてです。

各学校では、現職教育、授業研究の充実を図り、児童・生徒にわかる授業づくりや、仲間づくりを核とした居場所づくり、学校づくりなど不登校の未然防止に取り組んでいます。また、前年度までの欠席状況等、不登校に係る連携シート、個人状況、学校対応時状況シートの作成と引き継ぎにより担任及び教職員間で共有し、児童・生徒の欠席状況から不登校の早期発見・早期対応を行っています。

欠席の場合、電話や家庭訪問で様子を伺うなどして体調不良等の状況把握と関係性に努めています。累計で5日以上欠席した児童・生徒には、担任が本人への声かけや、保護者と児童・生徒の様子を共有するなど、きめ細かく対応するようにしています。

継続して休む児童・生徒には、保護者と相談しながら、児童・生徒の状況に応じて負担を考慮し、定期・不定期に家庭訪問をし、面会して話す機会をつくり、信頼関係を築

きながら、相談室、適応指導教室への誘いなど登校刺激を行うこともあります。

学校では、担任ひとりで抱え込むことのないように、校内不登校対策委員会やケース会議などを持ち、学校組織として取り組んでいます。

町教委では、県教委から配置されているスクールカウンセラー3名、心理に関する専門家やスクールソーシャルワーカー1名、福祉の専門家の相談を受けるよう学校を通じて呼びかけています。

また、県教委から不登校児童・生徒支援員、訪問型支援員の配置により、家庭訪問や個別相談等、きめ細やかに対応できるようにしています。

次に、支援方法、また、その成果等についてです。

本人の気持ちや登校できにくい状況などに沿いながら、時間をかけて様子をうかがいながら対応しています。また、児童・生徒や保護者の抱えている課題に担任や管理職等が寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談が受けやすい環境づくりをするなどに取り組んでいます。

先ほど言われておりました県教委よりタブレットの配付をいただき、適応指導教室や家庭で自学できる環境も整えて、生徒みずからが取り組めるよう環境整備に努めています。これからの課題になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

児童・生徒の心情を酌みながら、学校行事、例えば修学旅行、遠足など登校しやすい雰囲気や、本人の得意分野などの参加を促すことで、昨年度は登校できなかった児童・生徒が本年度登校できるようになってきています。

また、ケース会議に学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、適応指導教室指導員、保護者で対応を協議することにより、学校へ登校できるようになった児童・生徒もいます。

次に、義務教育を担う立場として不登校児童の学力保障をどのように対応していくのかについてです。

児童・生徒の意欲や状況、根を詰めてできるかどうかにもよりますが、家庭訪問をして教科学習を希望する児童・生徒には、教科は限られますが、学習を行うこともあります。現段階では、適応指導教室への通室により自学自習が主となる学習を行い、適応指導教室の先生に指導してもらい学習力を養っています。中学校の先生が、限られた時間ではありますが適応指導教室で出前授業をしてくれるときもあります。生徒の中には、中学校の中間・期末テストを学校で受ける生徒もおり、学校になれ、学校へのステップや高校への準備をしている生徒も毎年出てきております。

適応指導教室は中学生が多いので、参考書や過去の問題等を解きながら高校受験合格に向けた学習に取り組んでいるところです。先ほども申し上げましたが、タブレットの

活用により、学習への興味・関心を高めながら取り組める環境づくりを行い、学習力がつけられるよう取り組みたいと考えております。児童・生徒の学習への意欲や意識を高めながら、その子に合った方法を試行錯誤し、本人・保護者・学校教職員・適応指導教室・教育委員会担当で取り組みを深めたいと考えております。

適応指導教室のあり方についてお答えします。

平成20年6月に、適応指導教室は、町内小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、不登校などの理由により長期欠席している児童・生徒が在籍校へ再び登校しようとする意欲を喚起するための教室として開設しています。現在、家庭でのひきこもりから適応指導教室へ、そして学校へと登校を図るために取り組んでいます。

なお、平成29年2月に施行された教育機会確保法の基本理念や指針の趣旨を生かし、児童・生徒の意思に沿い取り組むように考え、できるところから進めておりますが、充実していくためには今後の課題と考えております。

適応指導教室の当初は、町指導員1名で出発し、現在は町指導員と県教委から配置の支援員——家庭訪問型の週4時間ではありますけれども配置してくれています——や、スクールカウンセラー1名——これにつきましても2週間で2時間程度ということで、学校との状況を踏まえて相談活動をしていただいております——このお二人を派遣していただいております。児童・生徒や保護者の相談に取り組んでくれています。

現在、適応指導教室に籍を置き通室している児童・生徒は9名いますが、通室時間にはばらつきがあり、全員がそろふことは少ないようです。児童・生徒の中には、修学旅行を目当てに頑張った子や、毎年志望校を目指して学習に取り組む生徒も出ています。ひきこもりがちで適応指導教室にも足を運ぶことができにくい生徒が、だんだん適応指導教室に通室できるようになってきている子もいます。また、適応指導教室から学校へ登校できるようになっている生徒もいます。心情的な変化もありますが、子供一人一人が自分を見詰め、目の前の課題と向き合い、見通しを持ちながら活動できる場、友達と交流できる場、自分を支えてくれる先生と一緒に学習ができる居場所としての適応指導教室があることに救われ、安心できている場所だと考えております。

適応指導教室で自学自習や先生とともに学習や課題解決をした生徒は、高校入試で志望校に入学し、高校では休むことも少なく、粘り強く有意義に過ごしているということをお聞きしております。

適応指導教室の広報につきましては、現在、対象児童・生徒や保護者に対して、適応指導教室の案内を出したり、見学をしていただいたり、また、保護者の紹介で相談しに来ていただいた方への取り組みとなっております。議員おっしゃるように、今後、学校だより等で紹介・案内できるよう検討してまいりたいと思っております。

なお、上富田中学校では、県教委作成の保護者向け冊子「子供の様子が気になったときの対応」を三者面談で説明し、適応指導教室のことも伝えていくように考えているということです。

手前みそになりますが、議員も先ほどおっしゃっていただきましたけれども、適応指導教室の指導員は、児童・生徒や保護者の立場を理解し、相談できる体制を整え、学校とのつながりや関係機関との相談の糸口をつくるなど、保護者との信頼関係を持って児童・生徒の人間力向上に努めていますので、気軽にご相談いただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

3番、家根谷君。

○3番（家根谷美智子）

ご答弁ありがとうございます。

今、教育長が言われましたように、適応指導教室を学校案内として配布していただくというのは大変ありがたいなというところがあります。なぜかといいますと、去年、不登校児童のお母さんから、そういうところがあるのであれば早く教えてほしかったよというすごい訴えがありまして、そちらのほう、すごく私もずっと考えていました。

あと、今言われました不登校対策委員会というのも、月1回、学校のほうでやっているのを校長先生のほうにお聞きはしているんですけども、その委員会で行われている対策とか今後の対応というのが当事者に全く見えてきていないということもお聞きしますので、そこのところも一緒に案内していただくというのを、校長先生にお話ししましたら、見える形に何とかしていきたいなというお話も聞きました。

その方向性としては、教育委員会も同じ方向性でよろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

お答えいたします。

同じような考え方でいいかと思うんですけども、その内容によりまして、いろいろと協議しながら慎重に進めていく必要があるかと思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

3番、家根谷君。

○3番（家根谷美智子）

ありがとうございます。

あと、適応指導教室のほうに、もうタブレットは行っていると思うんですけども、それは何台ありまして、活用の時期はいつごろというのは、今お答えいただくことはできませんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

梅本君。

○教育長（梅本昭二三）

届いているんですけども、台数につきましては、ちょっと把握していないんですけども、中身につきましては、規定をつくって、内容を、貸し出しとかいろんなことがありますので、そこらについては精査していかなければならないと考えております。

そこで、家庭へ持って行ってというようなこととか、あと、タブレットですので、壊れたときどうするかとか、保障問題とか、具体的な話が出てきますので、そこについては検討しながら、そして子供たちに伝えていきたいと、こういうふうと考えております。以上です。

○議長（大石哲雄）

家根谷君の質問方式は一括方式なので、3遍質問したことになるんですが、議長の特別な許可であと1問許しますので、どうぞ続けてください。

3番、家根谷君。

○3番（家根谷美智子）

大変勉強不足で申しわけありません。

最後に、今回この不登校問題を提議するに当たって、大変悩みました。学校へ行きたくても行けない子供たちや、その保護者にとりましては、とてもデリケートな問題であるからです。当事者にとりましては、日々の日常は本当に諦めだったり、希望だったりというのが錯誤している状態だと思うんです。そういうマイノリティーの方たちにも、社会とのつながりも含めて上富田町は寄り添う行政であったほしいと願います。

どうか町の宝である子供たちの未来に向けて、少しでも改善できるよう取り組んでいくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。すみませんでした。

○議長（大石哲雄）

答弁、要りませんか。

（「はい」と家根谷議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

3番、家根谷議員の質問にお答えします。

私自身も、今のひきこもり・不登校問題等につきましては、今後、町としてもその当事者に対して寄り添う行政へ持っていきたいと思っています。その中におきましても、私自身も、マニフェストに挙げています「未来を託す子供たちが輝くまちづくり」ということがありますので、そういう中でも、子供一人一人に同等の権利があって、学ぶ権利、そして人を助ける権利、そういうところも子供たちにもっと知ってもらいたいことと、それを私たち大人が、その子供たちを見守っていくということをしていきたいと思っていますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これで、家根谷君の質問を終わります。

1時30分まで昼食休憩といたします。

---

休憩 午前 11時31分

---

再開 午後 1時27分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

10番、九鬼裕見子君。

九鬼君の質問は一問一答方式です。

まず、鳥獣害対策の強化で農業を守る取り組みをの質問を許可いたします。

○10番（九鬼裕見子）

通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

鳥獣害対策の強化で農業を守る取り組みをということで、ハクビシンの生育拡大の記事が2月26日付紀伊民報で報道されていましたが、町内においてはイノシシによる田畑の被害で、何とかならんのかとの相談を受けます。例えば、梅の畑の空き地を利用して野菜をつくっていたが、イノシシにほとんど引き抜かれてしまって、もうつくらんと諦めたものの、やはり思い直したらしく、先日現場へ行ってみたら野菜を植えていました。田んぼに入られるから困っているとか、ハッサク、ミカン畑に来て荒らされる、また耕作放棄地が鹿の通り道になり、その方の田んぼに鹿の足跡が無数続いていて、この足跡は親子で来るんやろうと話され、里山と住域の境の整備が必要だと話されていまし

た。そのほか、空き家にタヌキが住みついてふんをしていくから困っているなどの声があり、その都度担当課の職員にその声を届け、相談し対応してもらっていますが、高齢化に伴い草刈りや維持管理が大変になってきているのではないかと思います。

私は自宅の庭で無農薬で有機栽培野菜をつくっていますが、家庭菜園でも荒らされると、え、またやられたと思うのに、農家の方は田畑の維持管理が大変な上に、農地を荒らされることは本当に力の抜ける思いであることに心を寄せ、少しでも農家の方が安心して農産物をつくることできないか、今回少しでも鳥獣害対策の強化につながればという思いで、農業の専門でもない私ですが、質問をさせていただきます。

鳥獣被害の実態と補助金制度について。初めに、被害について住民の方から担当課へどんな相談が寄せられていますか。また、具体的にどのような対応をされていますか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

よろしく申し上げます。10番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

町内の鳥獣被害の状況ですが、イノシシについては畑の掘り起こしやかんきつ類の食害、農地や石垣の掘り崩しなど、また、鹿につきましては梅の枝等の食害、猿についてはかんきつ類や野菜などの食害の相談が多く見られています。

こうした鳥獣被害を低減させるための対応としまして、猟友会の皆様方のご協力のもと、有害鳥獣捕獲事業や、農家の皆様が設置する防護柵等の資材費に補助金を交付する事業を実施しており、捕獲と防護の両面で取り組みを進めているところであります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

広く営農されている梅やミカン農家の方は、鳥獣害対策に補助金制度があることを知っていると思いますが、小規模で農業をされている方や家庭菜園などを行っている方にとって、補助金制度や捕獲かごの貸し出しがあることを知らないのではないのでしょうか。

どんな方法で住民に知らせていますか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

町の広報へ、補助金事業の一部ではございますが、狩猟免許取得に係る費用の助成や

捕獲かごの貸し出しを掲載しております。今年度は、狩猟免許試験の申し込みに合わせて7月号へ掲載を予定しております。

また、そのほかにも、農作物被害の相談があれば、捕獲かごの貸し出しや防護柵等の設置に係る補助事業の説明を随時行っております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

相談があったときの対応や広報への掲載だけでは行政に相談とならず、自分であれこれ考えての対応になっている方もおられます。農地が荒れていくことのないよう、啓発活動の取り組みを今後考えていただければと思います。

次に質問させていただきます。町として単独の補助事業がありますか。どういった内容で、利用件数や予算はどうなっていますか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

お答えいたします。

町単独事業では、農業振興協議会の事業といたしまして、防護柵等の設置に係る資材費の一部助成を行っております。直近3年間の実績としましては、平成28年度は28件、29年度は30件、昨年度は25件の実績があり、農家の皆様には補助事業等を有効に活用いただき、農地の防護を行っていただいております。また、今年度の鳥獣害対策の予算は50万円を計上してございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

鳥獣害対策の予算が50万円と少ないように私はと思いますが、個人負担割合はどうなっていますか。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

お答えいたします。

町の負担割合は、事業費の3分の1でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

次に、県、国による鳥獣害対策補助事業についてです。

県による鳥獣害防止総合事業、国による鳥獣被害防止総合対策交付金があります。農業者から鳥獣被害の相談を受けた際、補助事業を知らせ活用していると思いますが、そういった事業実績は怎么样了か、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

事業実績についてのご質問ですが、県の補助事業としましては2つの事業を活用しており、防護柵等設置支援事業の実績としましては昨年度7件で、設置距離は2,626メートルでございます。

また、狩猟免許取得支援事業の実績としましては10件で、第1種免許が2件、わな免許が7件、併願が1件でございます。

国の補助事業としましては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用した実績としまして、昨年度の鳥獣別の捕獲数は、イノシシ212頭、ニホンジカ208頭、猿12頭、アライグマ51頭でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

次に、当町においても国の鳥獣被害防止緊急保護活動支援事業を活用し、鳥獣捕獲の実績がありますが、先日の産業民生常任委員会での報告や県の資料を見ても、平成29年度に比べ平成30年度は捕獲が減少していますが、減少している原因はどういった理由からでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

減少の一因といたしましては、県に確認したところ、地域では差はあるものの出没個体の減少によるもの、また平成30年に発生した台風20号、21号による猟場への交通網の遮断や、山が荒れて人が入れないことが考えられます。

しかしながら、農作物被害の状況としては深刻な問題でありますので、引き続き猟友会の皆様方のご協力のもとで有害鳥獣捕獲事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

次に、国の支援策に、鳥獣被害防止総合支援事業の事業内容に、市町村の被害防止計画に基づく被害対策への取り組み支援の中に、里地里山の整備の項目があります。

里地里山整備はどんな事業ですか。当町において活用している場合、その成果はありませんか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

お答えいたします。

里地里山整備の事業内容としましては、緩衝帯等の設置や雑木林、放任果樹の除去などがございます。当町として、これまでこの事業を活用した実績はございません。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

次の質問する内容と重なりますが、活用していないとのことですので、鳥獣被害を少しでも軽減させるには、里地里山整備は大変重要ではないかと思っておりますので、今後の課題として取り組んでいただければと思います。

平成19年に県の農林水産部が出している資料を見ると、なぜ鳥獣は田畑へ来るのか、今の里山は鳥獣たちにとって生息環境がよくなってきているとのこと、昔と今を比較し、鳥獣の住む範囲が里山に拡大し、被害を大きくしていることがわかります。農業者の高齢化と後継者不足等の中で、農業を守っていくことは大変なことです。しかし、このまま鳥獣たちの住む範囲がどんどん進んでいけば、里山がなくなってしまい、農地は荒れ、私たちの生活も脅かされていきます。

ことは、家族農業、小規模農業の役割を重視し国連が呼びかけた、家族農業の10年がスタートしました。国連は、小規模、家族農業の役割を後押しする枠組みとして、食料主権、種子法の権利などを定めたとしています。日本の農業経営の98%は大小多様な家族経営であり、国民の食料供給の大半を担い、中間山地を含め住民の暮らし、国土や環境を守ってきました。私は農業者ではありませんが、農業と農村の荒廃には何とかならないかと胸を痛める一人として、地域農業を守れないかとの思いです。そういつ

た観点から、農地、農業守っていくため、さらなる鳥獣害対策として、当町においても耕作放棄地にならないよう福祉団体に農地貸借し耕作してもらっていること、新規就農者への支援事業にも取り組んでくれていることは大変うれしいことです。しかし、高齢化が進む中、当町の農業を守っていく上で、鳥獣害対策は重要ではないかと思えます。

そこで質問ですが、県の資料や農家の方が話されているように、獣域と里山の境界線をつくるのが大事だと考えますが、国の対策事業で取り組めないでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

お答えいたします。

住域と里山の境界線をつくることに対する補助事業としまして、国の補助事業で生息環境管理事業がございます。鳥獣被害は深刻な課題でありますので、このような事業を活用し、今後解決につなげられないか研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

次に、鳥獣害対策のアドバイザーの資格を持っている方が何名くらいおられますか。また、そういった専門的な研修などに参加する機会がありますか。

○議長（大石哲雄）

吉田君。

○産業建設課企画員（吉田忠弘）

お答えいたします。

鳥獣害アドバイザーの資格を持っている方については、県全体で150名、主に市町村職員、農業共済組合やJAの職員が資格を取得しております。当町においては、昨年度担当職員が研修に参加し資格を取得しておりますが、町の資格保有者は1名のみとなっております。

市町村職員向けの研修は可能な限り参加し、鳥獣被害軽減に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

鳥獣害対策のアドバイザーが1名ということですが、鳥獣害対策は職員が兼務ということではなかなか厳しい状況だと思います。本格的に取り組むために、専任職員の配置ができないか。町長はどのように考えますか、よろしくをお願いします。

○議長（大石哲雄）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

10番、九鬼議員さんの質問にお答えします。

私自身も一昨年まで梅の生産者でありまして、イノシシに夜、畑を荒らされたり、それとか新しい苗木を植えて、それも掘り起こされたりして、私も被害を受けた一人でもあります。

現在、当町の主幹作物である梅、ミカンを生産していただいております農家の皆さんにおかれましては、鳥獣被害は深刻な課題であると私自身も認識をしております。これまでも、有害捕獲事業や防護柵の設置支援事業などに取り組んできております。先ほど担当が答弁したとおりであります。また、鳥獣害被害は範囲も広く、専門性も高いことは理解をしております。しかし、町において、どの部局においても多くの事務事業をすすめる中で、少ない職員で全部こなしておりますので、鳥獣害対策のみの専任職員の配置は困難と考えております。そのため、先ほども言いましたように、担当職員には知識、技術向上のためのさまざまな研修に積極的に参加させていくように考えております。

今後も鳥獣害対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

職員数が減少してきている中で、専任というのはなかなか厳しいということなんですが、奥田町長も自分が農業もやられている傍ら、やはり上富田町の農業を守っていく上で、どうしても上富田の農業を守るという観点で、ぜひまた今後専任職員の配置で鳥獣害対策に取り組めればと思いますので、農業を守る立場からもそういったことを取り組んでいただければと思います。

これで鳥獣害対策についての質問は終わります。

○議長（大石哲雄）

鳥獣害対策の強化で農業を守る取り組みをの質問を終了でいいですか。

○10番（九鬼裕見子）

はい。

○議長（大石哲雄）

終了しまして、次に、交通弱者を守る移動手段にの質問を許可いたします。

○10番（九鬼裕見子）

交通弱者を守る移動手段に。

新たなコミュニティバスの運行についてお伺いします。4月からのコミュニティバスの利用状況はどうなっていますか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願ひいたします。10番九鬼議員のご質問にお答えをいたします。

本年4月の1カ月間の延べ人数は3,350人です。5月では4,044人です。

なお、通称赤バスと言われていました、赤バスが走行していました昨年の同時期と比較しますと、昨年4月の延べ人数は3,340人、5月では4,420人です。ほぼ横ばいで推移しております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

次に、紀南病院行きが廃止されたのはなぜかということで、今まで利用されていた方から、紀南病院行きがなくなって困っている、なぜなくなったんなどという声があります。今まで赤バスを利用して紀南病院に通院していた方々の実績があるにもかかわらず廃止になった理由は何か、また、利用されている方への対処はどうされたのかについて答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。紀南病院行きが廃止になったのはなぜかというご質問をいただきました。

昨年度までは、紀南病院方面を1日4便往復走行していました。月延べ人数として10人程度です。つまり、1週間では1人程度の乗降者しかいないということで、紀南病院までの往復の走行にかかる時間は20分弱であり、1日当たり80分程度の時間の短

縮ができると、その部分を他の路線に反映できるものと判断しました。したがって、費用と効果を考えたときには、廃止が妥当であるとの見解に至りました。

なお、コミュニティバスは交通空白地帯を解消するための施策であり、紀南病院への交通ルートは既存の路線バスを利用すれば解消することができます。上富田方面から紀南病院までは紀伊田辺駅を経由することとなりますが、行きで片道8便ございます。うち4便は、紀伊田辺駅で乗りかえる必要のない直通便となります。帰りの片道では5便ございますが、うち4便は紀伊田辺駅で乗りかえる必要のない直通便となります。したがって、従来の赤バスを利用されていた方からのご相談については、龍神バスや明光バスといった既存の路線バスの時刻をご案内しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

4月からのダイヤ改正で、直接困っている方が行政に声を届けている中で路線バスの案内をされたのだと思いますが、今後高齢化が進み運転免許証返上が進む中、ますます必要になっていく路線だと思います。ダイヤ改正についてはすぐに解決できるものではありませんので、できるだけ早い時期に検討課題として考えていただければと思います。

次に、時刻表と時間設定についてです。

たまたま、下鮎川上地のまちかどカフェの方たちが1回乗ってみようということで、試乗されるというので私も同行しました。時刻表が小さくてわかりにくい、支線に乗って乗りかえるてわかりにくいな、なぜこのまま乗せていってくれんのかなの声が届いています。

実際、短距離であったにもかかわらず、高齢者に優しい運転とは言えずとても疲れたと、口々にそんなことが話題になりました。市ノ瀬診療所でおりて、10分待つて役場前行きに乗り継ぎをしましたが、途中で岩田から下鮎川上地行きだと思って乗ってこられた方がいてちょっと混乱されていましたが、これをとってみても、高齢者に優しい時刻表になっているのでしょうか。

私は、以前から時刻表が見やすいものに、例えば串本町やすさみ町の時刻表を参考にさせていただけたらと提供していましたが、赤バスのときと同じ形式です。どんな方が利用されると考えての時刻表設定でしょうか。もっと皆さんに利用してもらえる見やすい時刻表や時間設定に改善できないものなのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

時刻表と時間設定についてご質問いただきました。

どんな方が利用されると考えての時間設定ということですが、今回の大幅なダイヤ改正の趣旨は、従来までは町内での通院や買い物をする場合、コミュニティバスのみ利用となれば、朝から夕方までかかってしまうのではないかというお声がありましたので、その反省に基づき、午前中なら午前中、午後からでも夕方に帰れるようにという、半日で用事を済ませることができるようというコンセプトで改正したものです。

時刻表については、本年3月中旬に各家庭に配布しました時刻表のことかと存じますが、利用者の方が見づらいという件については、他の市町村のコミュニティバスの時刻表を取り寄せるなどして、今後の検討課題としてまいります。また、時間設定の改善という件につきましては、コミュニティバス検討委員会を開催するなど委員の意見を聞きながら、今後研究してまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

いろいろと考慮してのダイヤ改正かと思いますが、実際に乗車してみて、支線からわざわざ乗りかえず直接役場まで乗せてもらったほうが時間的に少しゆとりができるのではないかと、また、午前中に出かけて午前中に帰れるようにとのことですが、高齢者にとっては厳しい時間設定だと感じました。多忙であるとは思いますが、交通手段のない方に少しでも喜んで利用していただけるコミュニティバスになるには、実際に職員が乗車し、体験することも必要ではないかと思えます。

次に、利用者の声に応える取り組みにということで、こんな事例もあります。

丹田台の時刻表が今までと違って早くなって、とても使いにくいということでした。1回乗ってみるとのことです、7時47分に乗って、郵便局の前であくのを1時間待って用事を済ませ、その後歩いてオークワで買い物して帰ってきたら、とても疲れた。子供は将来があるから大事にしているのはわかるけれども、私ら年寄りのことを考えてくれないとの怒りの声でした。以前の時刻表で郵便局などを利用していた方です。また、今まで愛の園にボランティアに赤バスで行かれていた方は、バスがなくなって愛の園から迎えに来てもらっているとのことでした。この方たちは80代ですが、元気でボランティア活動をされている方です。介護予防を推進している当町が、元気で頑張っておられる方の応援になっているのでしょうか。

赤バスを利用されている方々のニーズをどのように把握され、路線、時刻表を考えま

したか。以前から地域に入って住民の声を聞く必要があるのではと、串本町の職員さんなどの取り組みの事例を挙げ提案してきましたが、どれだけ利用されている方の声に耳を傾けたでしょうか。今、職員削減や住民のニーズの多様化などで、職員の皆さんの負担過重になっていることは認識していますが、こういったニーズに対してどのような対応を考えているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

利用者の声に応える取り組みについてというご質問をいただきました。

赤バスの利用されている方のニーズ把握については、特に利用者からのニーズ調査等はしておりません。といいますのは、今回の大幅なダイヤ改正を行う発端は、赤バスの老朽化にありました。よって、乗降調査の実施とそこから得たデータに基づき、コミュニティバスのあり方を住民の視点から議論していただく場として、各種福祉団体や町内会、連合会会員等による、コミュニティバス検討委員会という町長から委嘱された諮問的な会議で報告し、委員からいただいたご提言等から今回のダイヤ改正に至りました。

今後は、利用者のニーズを的確に把握するため、バスにアンケート用紙を設置することなどを検討してまいります。

しかしながら、アンケート調査をしましても、それぞれお住まいの利用者のニーズはさまざまあるかと思えます。100人いて、100人全員から100点満点をいただける完璧なコミュニティバスの運行は極めて困難ですので、その点については何とぞご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

確かにニーズに応えていくことはなかなか難しい問題だと思いますが、一番困っている人への対応が、多くの人にとっても使いやすいものになるのではないかと思います。今後、そういったことも配慮していただければと思います。

次に、安心して住み続けられる町にということで、運転免許証返納後の暮らしを守るために、例えば市ノ瀬診療所の廃止が紀伊民報で報じられたとき、開口一番、運転できんようになったら病院へ行けんやん、そのためにも残してほしかった。おじいちゃんの運転危ないさか、市ノ瀬診療所を残してほしかったよとの切実な声があります。この声に、行政として真摯に向き合ったのでしょうか。

私は賛成討論で、市ノ瀬地区住民だけでなく、町内の多くの高齢者の方が通院手段の確保に苦勞されている中で、通院などの移動手段の確保は急務だと提案しました。しかし、現状のコミュニティバスがそういった方々の願いに応えられているのでしょうか。交通手段に困って無理をし、運転されている方もいます。高齢者の運転で死亡事故など頻繁に多発している中、運転免許証を返納しようと思っても、安心して移動手段の保障がなければ、返納にちゅうちょするのではないのでしょうか。その点について行政としてどのように考えていますか、答弁をお願いします。

○議長（大石哲雄）

芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

運転免許証返納後の方々に対する対応についてという趣旨でご質問いただきました。

運転免許証を自主的に返納された方の交通手段の確保としてコミュニティバスの存在がありますので、先ほどの繰り返しとなりますが、コミュニティバス検討委員会での提言や利用者の声をお聞かせいただくなど、利用しやすいコミュニティバスのあり方について引き続き研究してまいります。

いずれにいたしましても、全国的に運転免許証の自主返納を啓発されている観点からも、重く受けとめてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

もちろんコミュニティバスがそういう方への対応ということになっているんですが、バス停まで行けない方のことへの配慮も必要ではないかと思えます。

とにかく、高齢化社会が進む中、運転免許証の自主返納は大きな問題となります。先日も男性の方から、字小さ過ぎて見えん、わかりにくいさか利用ようせんとか、車なかったら生活できんとの声がありました。運転に不安な中、無理して運転せず、運転免許証を返上した後も安心して移動手段が保障されていることが大事です。コミュニティバスは、高齢者や身体障害者等の交通弱者への交通手段並びに住民の通学、通院、買い物等の生活手段としての利用を図るとし、国からの特別交付税を受けて始まったと聞いています。

私が議員になる前に聞かせていただいた住民の方の声で、議会で取り上げ、高台に住む方や交通手段に困っている方への対応を再三議会で発言し、改善を求めてきました。あれから5年の歳月が過ぎました。5年前にも同じ発言をしましたが、交通権が保障さ

れないと、基本的人権の保障は絵に描いた餅になります。地方自治体は、住民が自由に、安心安全に移動できる権利である交通権を基本的人権として保障する責務を負っています。住民に交通権を保障し、高齢者が気軽に外出し健康増進になれば、自治体が負担する医療費負担が少なくなり、また商業の活性化にもつながります。いつまでも住み続けられる地域づくり、高齢者が元気で生き生きと社会参加ができるためにも、コミュニティバスの運行だけでなく、バス停まで遠い方も利用できる取り組みを今後考えていく必要があるのではないかと思います。

今後の方向について、町長としての考えをお聞かせください、お願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

10番、九鬼議員の質問にお答えします。

コミュニティバスの目的は、交通の空白地帯における交通弱者に対する交通手段の確保にあります。住民の皆さん、特に交通手段のない利用者の声をできるだけ反映できるコミュニティバスのあり方については、引き続き検討を重ねてまいります。高齢者を初め住民の方が、コミュニティバスといった交通手段を初め外出いただくことは、大変意義深いことであると認識をしております。

なお、今九鬼議員から言われました、バス停まで遠い方も利用できる取り組みを考えていく必要があるのではないかという趣旨の質問でいただきましたが、確かに超高齢化社会を迎えていく中で、質問の趣旨は理解できますが、コミュニティバスはもとより明光バスや龍神バスといった既存のバス路線の維持も重要であり、町内における公共交通のあり方について、本町の実情に合った検討を進めることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

運転免許証返上は、人ごとではありません。高齢化社会に向けて移動手段に困っている方への対応は待ったなしです。コンパクトなまちとしてよさを生かし、高齢になっても安心して暮らせる上富田町であることを願って、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

これで、10番、九鬼裕見子君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

7番、田上明人君。

田上君の質問は分割方式です。

まず、太陽光発電設置についての質問を許可いたします。

#### ○7番（田上明人）

ありがとうございます。

こんにちは、田上明人です。では、通告に従いまして一般質問をします。よろしくお願いいいたします。

太陽光発電設置、特に小規模な太陽光発電設置についてです。

和歌山県では、太陽光発電事業の実施に関する条例が平成30年6月22日に全面施行されております。この条例は、合計出力が50キロワット以上の太陽光発電設備を設置し、発電する事業が対象であります。ただし、建築物の屋上等に設置されるものは除くとあり、合計出力が49キロワット以下のものは条例の対象となっておりません。

市ノ瀬地域では、ラビームゴルフ場の9ホール跡地にメガソーラーが現在稼働し、また、ことし10月末で閉鎖されるラビームゴルフ場18ホールにもメガソーラーが新設される予定であります。

平成30年6月22日以降に新設または計画される50キロワット以上の太陽光発電施設は、全国でも厳しいとされる先ほどの条例により、認可されるまでに事前協議、環境影響評価、地域町内会への事業説明等自治体に報告審議され、地域住民には早くから事業が行われることは知らされますので安心なわけですが、49キロワット以下の太陽光発電設置に関して条例と規制はありませんので、皆、早くから知らなくて、突然に太陽光発電が目の前にできるということが行われるわけです。

上富田町第4次総合計画で、町の西側地域を住宅都市ゾーン、東側地域を緑農集落ゾーンと位置づけ、緑農集落ゾーンは豊かな自然や心休まる農村景観が保全され、農業を中心とした生活が営むことができる地域と土地利用を策定されています。ところが、今まで緑豊かな田園地帯であったところに、農地転用許可済みとはいえ突然太陽光発電の工事が始まり、家の前に太陽光発電設備があらわれるといった事例が起きています。下鮎川地域の河岸段丘にある成道寺周辺では農地転用され、太陽光発電設備が何件も設置されました。周辺の住民には、事前の話はなかったように聞いております。

1つ目の質問ですけれども、農地に太陽光発電を設置する許可基準について当局にお聞きします。農地転用に関し隣接宅地の承諾は要らないことは存じていますが、下鮎川地区河岸段丘に昔から住まわれている方の自宅裏に、太陽光発電設備が設置されています。囲まれていると言っても過言ではありません。その方の家は太陽光発電敷地より一

段低いところにありますが、家の裏が農地だったころは爽やか風も吹き込んできたであろうと思われませんが、今では太陽光発電設備に遮られ、それもかなわないのではないのでしょうか。夏場は周辺温度が上がって暑いのではないか、また、風の強い日は風切り音が強いのではないかと心配いたしております。

太陽光発電設備設置について、近隣住民に説明は必要ではないのでしょうか。景観を損ねる、周辺の温度の上昇、地すべり、土砂崩れ、反射光、耕作地の減少、廃棄パネルの処理問題、強風で飛ばされる危険性、風切り音、火災時の対応が確立されていない等、小規模な太陽光発電施設がもたらす弊害が出ています。

2つ目の質問ですけれども、太陽光発電設備が隣接する宅地等に及ぼす環境影響について当局にお聞きします。

上富田町歴史文化的景観保全条例はありますが、それは1級農地、自治体が指定した保全地域に限られています。下鮎川成道寺周辺に住まわれている方は、今まで梅畑や畑やったのにこれから毎日太陽光発電設備を見て暮らさなあかん、どないかならんか、景観は大変悪なつたと嘆いておりました。市ノ瀬の興禅寺、通称ダルマ寺ですが、周辺の畑でも太陽光発電設置の話が持ち上がったとき、有志がオーナーと景観について話し合い、現在は旅するチョウチョウ、アサギマダラの好む植物フジバカマを畑に植え、羽休めの地にしております。

厳しい規制をかけた自治体はないかと県外に目を向けますと、大阪府箕面市では、山並みや農地の景観を守るため、特定太陽光設備の設置の規制に関する条例を平成30年4月1日施行しております。出力10キロワット以上または面積100平方メートル以上の太陽光発電設備を禁止するものです。禁止区域は、山裾景観保全地区以北のエリア、市街化調整区域、生産緑地、許可区域に分けております。このように、独自の規制を設けている自治体もあらわれています。

3つ目の質問ですけれども、太陽光発電がもたらす景観について当局にお聞きいたします。

**○議長（大石哲雄）**

田上君、これは1つの太陽光発電設置について一括質問には……

**○7番（田上明人）**

先ほど事務局と話をしていたんですけれども、分割で3つしようと思ったんですけれども、もう一気にやってくれたらいいよということになりまして、答弁のほうも一気にやってもらったら結構です。

**○議長（大石哲雄）**

分割から一括ということによろしいですな。

○7番（田上明人）

はい、そういうことになりましたね。申しわけありません。

○議長（大石哲雄）

田上君の質問は一括方式に変更しますので、そのように答弁をお願いいたします。

産業建設課長、栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

よろしく申し上げます。7番、田上議員のご質問にお答えいたします。

1番目の農地に太陽光発電を設置する許可基準についてですが、太陽光発電については、国内で生産でき安全保障にも寄与できるエネルギー源として位置づけられています。平成24年に再生エネルギーの固定買取制度が開始されました。それを機会に導入が大きく進み、再生可能エネルギーの約9割以上が太陽光発電と言われております。

農地に設置するには、農地法に基づく規制を行っています。しかし、太陽光発電を直接規制するものではありません。農地転用につきましては、所有権移転の有無や面積の大小にかかわらず、農地法上の手続が必要になります。1種農地につきましては、基本的に農地転用は不可能となるため太陽光パネルを設置することはできません。1種農地とは、農地の維持上非常に必要な土地及び大芝、小郷のパイロット、市ノ瀬、岩田、岩崎のモデル地区、一団農地としまして農地が隣接し10ヘクタール以上ある土地となります。

和歌山県では、環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を目的とした太陽光発電事業の実施に関する条例が制定され、出力50キロ以上の発電設備で、工事着手が平成30年6月22日以降が規制の対象となっています。しかし、小規模なものにつきましては、国の届け出や許可の必要がありません。今後は国のガイドラインにおける遵守事項に基づき、設計、施工、適切な維持管理が求められることとなります。

続きまして、2番の隣接する宅地等の環境に及ぼす影響についてですが、一般住宅の多くは南向きに建っており、太陽光パネルもほとんどが南向きに設置されます。家屋の裏側は日陰となり、室内温度の急激な上昇が軽減されます。しかし、太陽光パネルの反射光により、本来日陰となっている宅地や家屋の部分に光が当たり、室内温度が上昇することでクーラーのききが悪くなったり、熱中症になったなどの事例も出ております。現在、上富田町では同様の事例は出ておりませんが、このような問題につきましても十分注意していく必要があると考えています。

住民や設置業者等から問い合わせのあった場合には、国のガイドラインに基づく事業計画の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図ること、地域住民に十分配慮すること、また事業の終了の撤去、処分の実施等についても詳しく説明し、ご理解

をいただくよう対応していきたいと考えています。

続きまして、3番の太陽光発電所がもたらす景観についてですが、上富田町には歴史文化的景観保全条例があります。条例には保全地区の指定があり、文化財保護法の規定により指定された重要文化財、史跡名勝もしくは天然記念物を有する地域、歴史的な意義を有する町並み、文化施設の背景となり一体となった豊かな自然を有する地域等が保全地区と指定することができます。

保全地区においては、建築物その他工作物の新築、増築、外観色彩の変更、土地の形状変更、水辺の埋め立て等の行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければなりません。上富田町内で指定されている場所は、世界遺産の八上王子、稲葉根王子の周辺のバッファゾーン、いわゆる緩衝地帯です。この2カ所が、現在の規制できるバッファゾーンとなっております。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

田上君。

○7番（田上明人）

答弁ありがとうございます。

今後住民からの、今太陽光発電設置された場所で、宅地等の住居からの苦情に関してどういう考えを持っているのかお聞きしたいです。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

田上議員のご質問にお答えいたします。

今後の町の対応についてですが、今後、太陽光発電設置に関する苦情等の対応に関しましては、国が進める自然エネルギーの推進、太陽光発電設置のガイドライン、現条例を踏まえた上で、近隣市町村と足並みをそろえ研究していきたいと考えています。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

田上君。

○7番（田上明人）

太陽光発電設備に関して、上富田町独自の条例を策定する気持ちはあるのかどうかお聞きしたいです。

○議長（大石哲雄）

田上君、最後の質問になりますが、それでよろしいですか。

○7番（田上明人）

はい、これでいいです。

○議長（大石哲雄）

栗田君。

○産業建設課長（栗田信孝）

田上議員のご質問にお答えします。

町条例の作成についてですが、原子力発電所の事故等もあり、国は安全性の高い自然エネルギーを推奨しています。その中でも、二酸化炭素を発生しないクリーンエネルギーとして太陽光発電が注目されています。

町条例を作成し、太陽光発電に関する厳しい規制をかけることは法律的にも大変難しく、問題点も多くあります。そのため、上富田町では単独条例を設置せず、県条例での対応としています。また、近隣市町村でも同様に、条例を設置していないのが現状でございます。

以上、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

今後の方針ですが、町長、答弁よろしいか。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

7番、田上議員の質問にお答えいたします。

今、栗田課長のほうから言いましたように、町独自の単独条例を設置するのはちょっと難しいと思います。それで県条例での対応になりますが、あとそれと、苦情が出た場合、いろいろ問題があります。私もこの間、下鮎川の現場も見てきましたし、ああいうところであれば、単管を組み立てて上に乗せている現状もございます。そういった場合、今後去年の台風の強風のようなものがあれば、またそれが飛んで飛散して民家に悪影響を及ぼすというような状況もございますので、住民の方からの苦情については、あと真摯に説明して住民の方にも危なくないような形でいきますし、今後その設置する業者のほうにも、危険性が伴う場合はきちんと指導してまいりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

これで、7番、田上明人君の質問を終わります。

2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

---

再開 午後 2時27分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

2番、正垣耕平君。

正垣耕平君の質問は、一問一答方式です。

まず、町民の移動手段についての質問を許可いたします。

○2番（正垣耕平）

こんにちは。それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

町民の移動手段について、今回は下に高齢者ドライバー問題を受けてと括弧書きをつけさせていただきました。

ご承知のように、テレビをつけると連日のように高齢者ドライバーによる交通事故や、その対策、課題が議論されております。つい先日の6月11日火曜日にも、政府は高齢ドライバー専用の新しい運転免許をつくる方針があることを発表しました。75歳以上を想定し、自動ブレーキなど安全機能がついた車種のみ運転できるようにするなどといったものが、これから本格的に議論されていくとのこと。事故の抑制で効果を上げていくには課題も多いと考える中、上富田町でもそれらのことはきっちりと認識しておかなくてはなりません。

今回は、高齢者ドライバーを取り巻く環境と上富田町の公共交通政策を照らし合わせ、現状と課題について、項目を大きく6つに分けて質問をします。

本日、樫木議員、九鬼議員の質問でもありましたが、後に出てきます運転免許証自主返納の部分、少し違う角度から質問をしますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、道路交通法改正後、町内の高齢者ドライバーを取り巻く環境に変化はあるかについてです。

平成29年3月に改正された道路交通法の中では、主な改正点として高齢運転者対策の推進が盛り込まれました。事故を未然に防ぐという観点からの改正でしたが、その後、町内への周知や、その件に関連した相談などはありましたか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

よろしく申し上げます。

2番、正垣議員のご質問にお答えいたします。

道路交通法改正後、町内の高齢者ドライバーを取り巻く環境に変更はあるのかのご質問ですが、平成29年3月12日に高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備が行われ、高齢者による交通事故を防止するため、75歳以上の運転者が一定の違反行為をしたとき、認知症などに対する対策が強化され、臨時認知機能検査を受けなければならないこととなりました。臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下により運転に影響するおそれがあると判断された場合は、臨時高齢者講習として実車指導と個別指導を受けなければなりません。また、更新時の認知機能検査、または臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された場合は、臨時適性検査、つまり医師の診断を受け、医師の診断結果で認知症と判断された場合は、運転免許証の取り消し、または停止となります。

そのほかにも、運転免許証を更新する場合に、高齢者講習の合理化、高度化として、75歳未満の人については実車指導など2時間に合理化され、また、75歳以上の人については、認知機能検査の結果に基づいて、合理化、またはより高度化として、実車指導、個別指導など3時間の高齢者講習が実施されます。そのことを踏まえ、町として、高齢者ドライバーへの周知として、今年度の老人文化大学で田辺警察署交通課に依頼し、講演をしていただく予定としております。また、周知することにより、交通安全について家族で話し合う機会につながるのではないかと考えます。

また、高齢ドライバーやその家族からの相談等については、直接相談はございません。以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

テレビであれだけ毎日やっていると、当事者として、また当事者の近くで支える家族として、皆様も悩まれ、苦勞されていると感じます。運転と単純に言っても、それに必要とされる力は大変多く、身体機能はもちろん、視力に空間認識力、反射神経、そして正確・迅速な判断力など、加齢に伴い運転能力は低下すると言われております。

そんな中、立正大学の所正文教授のドライバー意識調査の中では、事故を回避する自信があると答えたドライバーは、意外にも高齢になるほど多いと、高齢ドライバーほど運転に自信があるという結果になっております。

そんな中で、よく議論されている運転免許自主返納についてお伺いします。

高齢による運転への不安から運転免許を自主返納される方について、まちはどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

高齢者の自動車運転をめぐっては、加齢に伴う認知機能や判断能力の衰えに起因する交通事故が大きな社会問題としてクローズアップされ、これらに対するさまざまな動きが見られ、国においても道路交通法の一部改正と諸制度の見直しが行われておりますが、高齢者が加害者となった交通事故を防ぐためには、高齢者の運転免許証の自主返納が有効な手段と考えられています。

しかし、都市と上富田町の公共交通機関の環境の差異や地域の実情があります。また、運転免許証の自主返納は、一方では運転できなくなるにより日常生活に支障が生じるケースも考えられることなどから、どのような働きかけにより自主返納を促すかが大きな課題と考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

確かに地域の実情や地理的な問題など複合的に考えて働きかけをしていくことは非常に重要だと考えます。その点、改めてお願いをして、次に参ります。

コミュニティバスの割引制度とニーズ調査についてです。

現在、町内のコミュニティバスの料金体系と割引制度、県内比較で見ても、和歌山県警の運転免許自主返納者及び高齢者に対する助成制度一覧というのを見ましても、町内の割引制度は割と充実していると言えらると思います。しかしながら、長らくその利用状況については問題視されていると感じる中、現在の割引制度や運行内容などについて、どのように検討・実施されていますでしょうか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

よろしくお願いたします。

2番、正垣議員のご質問にお答えいたします。

現在の割引制度や運行内容について、どのように検討しているかというご質問をいただきました。

まず、運賃内容についてご説明いたします。大人——これは中学生以上ですが、200円です。回数券として、200円券12枚つづり、販売額2,000円の回数券とい

うものがございます。そして1年間乗り放題の定期券として、年間パスポート1万円というものもございます。

なお、割引制度について申し上げます。割引と申しますか、小学生以下です。そして70歳以上、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証を自主返納された方については、運賃は100円です。回数券については、100円券12枚つづり、販売額1,000円という回数券もございます。そして1年間乗り放題の定期券として、年間パスポートは5,000円となっております。

コミュニティバスの趣旨ですが、交通空白地域における交通手段の確保を目的としたものであり、特に交通弱者と言われる高齢者等に対して割引制度を運用しています。また、運行内容につきましては、通院や買い物などにご利用いただくための交通手段という観点から、コミュニティバス検討委員会などに相談をさせていただいた中で、路線と時刻を決定し、警察、道路管理者、交通事業者等で構成される地域公共交通会議を経て、運輸局から認可をいただくこととなります。

以上でございます。

**○議長（大石哲雄）**

正垣君。

**○2番（正垣耕平）**

さまざまな検討会議を経て認可を受けているということですので、この4月に改めてコースとダイヤの改正に至ったなど認識しております。これが割引制度をお話ししていただいた、これ全部載っているんですが、これ私自身は、主観ですが、非常に見やすいと思います。大変苦勞されて作成されたんだなというのがわかります。これホームページでPDF化して、スマホなんかでもパッと見られるようになっていきますし、非常にいいものやなというふうに思うんですが、ただ、この部分、青い部分に割引制度が書かれておるんですが、ここに介助が必要な方の割引については明記されております。ただ、介助者については明記をされてないんですが、現状についてはこれ、どうでしょうか。

**○議長（大石哲雄）**

総務政策課企画員、芝君。

**○総務政策課企画員（芝 健治）**

介助者の割引についてご質問いただきました。当然のことながら一般公共交通機関と同様に介助者についても割引となりますが、特に町の広報媒体には現在掲載できておりません。今後、広報等を行っていくことを検討してまいります。

以上でございます。

**○議長（大石哲雄）**

正垣君。

○2番（正垣耕平）

掲載していただけるということで、ぜひともお願いします。

では、次、ニーズ調査についてお聞きします。

町民の声、日常的にバスに乗る方、乗らない方、あるいは将来的に利用予定の方からのニーズの調査については適切でしょうか。町民それぞれ自分たちの交通手段——いずれかはということも含めては、そうあると思います。現在はそれと違えど、いつかは利用する。僕もその一人やと思います。という点からもこれは非常に重要です。貴重な公共交通として、ニーズの捉え方についても伺います。いかがですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

さまざまな方からのニーズ調査と、そのニーズ調査についてはどのように捉えていくかというご趣旨の質問だと思いますが、コミュニティバスのニーズ調査というものは実施したことはありません。しかし、ニーズの捉え方につきましては、乗降調査の実施と、そこから得たデータに基づき、コミュニティバスのあり方を住民の視点から議論していただく場として、各種福祉団体や町内会連合会の会員の皆様方によるコミュニティバス検討委員会という町長から委嘱された諮問的な会議を持っております。

なお、過去3年間、合計されましたこのコミュニティバス検討委員会から出された主な提案でございますが、例えばこういったことがありました。細い道も通行可能となる10人乗り車両にしてはどうか等がありました。今後は、利用者のニーズを的確に把握するために、バスにアンケート用紙を設置することなどを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

今の質問は、先ほどの九鬼議員の中でも似たようなのがありましたので、大変申しわけないです。お答えいただいたコミュニティバス検討委員会。この委員会は多様な意見が、今言われたのがごく一部やと思うんですけれども、ある中で、中でもニーズを束ねていくという点では非常に重要と考えますので、今後とも活発な議論がなされることをお願いして、次の運転免許証の自主返納者に対する無料制度について伺います。

今回、質問内容を組み立てていく中でも、やはりこの部分がネックになってまいりま

した。

まずお聞きします。この無料制度についての現在の利用状況はどうか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

本制度の直近の3カ年のデータを申し上げます。平成28年度に3人、29年度に5人、30年度に6人という状況にあります。

運転免許証の自主返納者に対する無料制度の概略について少し申し上げます。これについては、まずは町民を限定にしたものです。そして年齢を区別することなく、また車両の種類、例えば自動車とか原動機付自転車に限らず、自主返納された方が、自主返納した日から1年以内に本町の窓口、総務政策がまちづくりグループ7番窓口で手続きをしていただき、その手続きした日から1年間限定の無料パスポートを発行するものでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

現在、免許証を返納し、運転経歴証明書——これは田辺運転免許センターにて有料発行しているものですが、これを持参しなければ1年間の無料制度は対象外ともとれるんですが、免許センターに問い合わせますと、17%の方、過去2年間ですが、平成29年と30年、自主返納された方のうち17%の方は運転経歴証明書を発行されて帰っておりません。免許を自主的に返納したという旨が確認できれば、当然サービスの対象だと考えるんですが、見解はいかがですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

その1、000円の手数料が必要となります運転経歴証明書がなくても、免許更新時まで運転免許証を自主返納した方に対しては、申請による運転免許の取り消し通知書という名称の、A4サイズで若干厚紙のものですが、それを和歌山県公安委員会が自主返納したその日に発行しています。それを本町のコミバスの窓口でご提示いただいた方も無料制度の対象としております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

そしたら、その返納通知書で適用できるということなので、そのあたりまたよろしくをお願いします。

次に、1年間限定と今言われましたが、この期間についてはどのように考えて設定をされたのか。また、その期間について適切と考えるのかお聞きします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

この1年間という無料期間は、コミュニティバスのご利用になれていただくまでに最低1年間はかかるであろうという、一つの1年間という物差しをこさえたもので、期間については適切であると考えています。

そもそも、くちくまのコミュニティバスは平成13年10月から運行を開始しており、当初から福祉バスという前提のもと、70歳以上の高齢者の方が半額という割引制度を実施しています。さらに運転免許証の自主返納者に対する無料制度については、平成23年度から創設しております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

適切と考えているということなんですが、和歌山県警の、先ほども言ったんですが、運転免許証自主返納者及び高齢者に対する助成制度一覧というものをずらっと見てみると、県内でも先ほども言いましたように非常に充実したものと言えるんですが、期限を切ったものというのは、高齢者に対する助成制度及び自主返納に関する助成制度はどこもないんです。1年間というのは上富田だけなんですけれども、今のようになれていただく期間ということで押さえているというお話がありましたので、一定の理解はしております。でもケース・バイ・ケースでありますので、今後とも考えていただきたいところではあります。

では、次の年代別免許保有率から見た今後の予測と考えられる問題点については質問します。

田辺運転免許センターにて上富田町の免許保有者数、当町役場にて65歳以上の年齢別人口、いずれも平成31年4月末の人口についてお聞きしますと、町内の65歳から69歳の方、1,127人に対し免許保有者1,026人、91%の方が何らかの運転免許を保有していらっしゃいます。続いて、70歳から74歳の方、959人に対し834人、87%であります。続いて、75歳から79歳の方、731人に対し517人、71%です。最後に、80歳以上の方、1,283人に対し360人、28%の免許保有率となります。その中で、平成29年には39人の方が、平成30年には45人の方が免許を自主的に返納されております。先ほど答弁の中で、自主返納によるコミュニティバスの無料制度を受けられた方は、29年で5人、平成30年で6人とありましたので、2カ年で84名の自主返納の後の11名の方しか無料制度の利用に至っておりません。返納された方のうち、実に13%の方しかコミュニティバスの無料割引を利用されていない。この現状についてはどう捉えていますか、お伺いします。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、芝君。

○総務政策課企画員（芝 健治）

お答えいたします。

特にこのコミバス無料制度を利用されている方が少数であることに対して、運転免許証の自主返納を推進する観点からも重く受けとめてまいりたいと考えます。本町としましては、70歳以上の割引制度と、運転免許証の自主返納によるコミュニティバスの無料制度の周知がとても重要であると考えます。したがって、今後は広報紙等あらゆる機会を通じて本制度の周知に向けて調整してまいります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

その点、確かにまずは周知が重要です。そのことについて、どのような働きかけも交通事故の抑制に直結するというのを念頭に置いて、今後もよろしく願いいたします。

では、最後に、必要施策についてお伺いします。

先ほど、町内の年代別免許保有率について話したんですが、60代後半、70代前半、70代後半、80代以上の4つの年齢別で見ると、順に91%、87%、70%、28%となります。80代から一気に保有率が下がっています。それ以前のもともとの免許のあるなしは不明ですので、単純比較はいかないとしても、免許証自主返納について警察署がとったアンケートの中で、こんな結果が出ています。

免許返納を決断した理由についてです。その1番目が「体が弱ってきた」とあります。体力の衰えでやむを得ずということです。そして、2番目に「家族からの一言」とあります。3番目に「高齢者による事故のニュースを見た」となっております。近くにいる家族の一言がこんなにも大きな理由になっているという結果です。

私の知るご家族は、ご主人が実際に免許を返納するまでの1年間、本人は運転をせずに、まだ免許も返さず、家族みんなで運転をしなくなった本人のそれまでの生活をどう支えられるのか。まず、ならしの期間として準備をしたといいます。苦労はあるが、これなら大丈夫そうだと判断できたことから、長らくのドライバー人生を終えられ、今では歩くことがふえ、健康に過ごしていらっしゃいます。

ここは町長にお伺いします。昨今の高齢ドライバー問題や我が町の人口動態、さきに話しました免許保有者数の年代別推移から見ても、今後、高齢ドライバーが増加し、ゆえに運転を卒業される方、免許を返納される方が増加することは明らかです。ご本人やその家族を支えるためにも早急な対応が必要と考えます。少しでも運転に不安を感じる方に、周囲の者が自主返納を勧めやすい環境づくりが必要と考えますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

2番、正垣議員の質問にお答えをいたします。

本町も高齢化が進んでいることから、高齢ドライバーは増加することと認識をしております。加齢が身体に与える影響として、視覚機能の低下や反射神経の衰えなどがあり、認知症の有無に限らず、加齢や身体に与える影響による交通事故等の増加が懸念をされております。重大事故の被害者も加害者も出さないという観点から、運転に不安を感じてご本人やご家族が自主返納を勧めやすい環境づくりとして、コミュニティバスの割引制度と1年間の無料制度の周知の徹底に努めてまいります。

これは、この後は今後、協議をしていかなければなりません。田辺免許センターに上富田町の方が来られた場合に、この無料制度があるよというようなチラシを置かせていただけるかどうかということも考え、免許センターだけではなくに田辺警察署とも協議をしていかなければならないと思っております。この部分につきましては、関係機関の皆さんのご協力をいただきながら、今後取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

今、お答えいただいた中で、重大事故の被害者も加害者も出さないという言葉がありました。しかしながら、交通事故は運転する者なら誰にでも起こり得ることで、絶対に事故しないということは、ドライバーの年齢に関係なく、これは不可能です。しかし、その可能性を小さくすることは可能です。事故の加害者としてその責任を負う運転者という立場から卒業するというのも一つの方法であり手段です。

私も車の運転は好きです。役場まで1キロもないところからですが、きょうも車で来ております。がしかし、やがてはこの地域で車の運転をやめる日が来るのかと思うと、今から非常に悩むところではあるんです。年齢に関係なく自分のこととして今から考えていかなくてもはいけませんし、まちの人口から見て、この状況から今すぐ考えなくてはいけない問題です。ぜひとも当局におかれましては、さまざまな観点から議論を尽くしていただきたいと改めてお願いをします。先ほど町長お答えいただいた警察や免許センターとの連携も、これも一助になると考えます。まずは周知を徹底していただきたいということで、改めてお願いをして、私の質問を終了します。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

今言われましたように、この周知していくのは広報なり、またいろんなところで徹底をしていきたいと思えます。

それとあと、先ほど正垣議員が言われましたように、免許を返す、返さないというのは本人の意思にもなりますが、やはりご家族の方の、そのお父さんお母さん、高齢者の方であれば息子さんが、ちょっと危ないんで、お父さん、何とかしてほしいよというような形で家族の中での協議を深めていってもらえれば、一番返しやすんじゃないかなろうかと思えますので、その点ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

正垣君。

○2番（正垣耕平）

本当にそうやと思えます。まずは近くのご家族の説得と、本人の納得が重要だったと、振り返られて聞いたことがあります。ただ、その本人にどれだけの働きかけができるのかというところは、町の交通サービスも非常に重要になってくると思えますので、今後とも検討を尽くしていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

これで、2番、正垣耕平君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1番、山本哲也君。

山本君の質問は、一問一答方式であります。

まず、消防団の現状と課題についての質問を許可いたします。

○1番（山本哲也）

失礼します。皆様、疲れていませんか。あと私を含めて中井議員も控えておりますので、最後までのおつき合いをよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

初めに、消防団の現状と課題についてお伺いします。

私は、現役の消防団員であります。19歳のときに入団し、早いもので、ことしで12年目になります。議員の皆様の中には元消防団員の大先輩もおられますが、議員の中で現役唯一の消防団員という立場から質問させていただきます。

消防団は、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は非常に大きいものです。また、近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、地域を熟知している消防団の力は重要であり、地域住民から大きな信頼と期待を受けているところであります。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであります。

また、この消防団の活動というのは、地域の安全・安心を守ることも大切な目的ではありますが、当然のことながら地域に根差した活動であり、団員においては20代から50代までがともに活動していることから、地域コミュニティが希薄化している現代社会において、人間関係を構築する上でも非常に貴重な場であるというふうに考えております。

このように消防団の必要性は増すばかりである反面、全国的に団員数の減少が顕著になっており、総務省消防庁によりますと、ピーク時には約200万人いた団員は、2018年には約84万人にも落ち込んでいます。このことに鑑みても、今日、消防団員の確保というのは、年を追うごとに厳しさを増してきているのが現状であります。

そこで、まず1つ目の質問なんですが、当町における消防団員は、条例定数と実員数に違いはあるのか、お聞かせください。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

よろしく願いいたします。

1番、山本議員のご質問にお答えいたします。

当町において、消防団員は条例定数と実員数に違いはあるかについてのご質問ですが、当町の条例に定める消防団員の定数は140名となっております。本年度の4月1日時点の消防団実員数は134名となっており、定数より6人少ない状況です。また、平成28年度までは実員数は140人でしたが、平成29年度で139人、平成30年度で135人、本年度で134人となっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○1番（山本哲也）

今の答弁にもありましたように、定数に対して年々減少傾向にあるということがわかりました。今は微々たるものかもしれませんが、今後ますます減少していく可能性があります。消防団の活動は極めて重要であり、団員の減少に歯どめをかける必要があると思います。

新入団員の勧誘につきましては、団員みずからが行っている印象があります。私も常に団員の勧誘というのは頭にありますし、今までも実際に勧誘に成功した事例もありますが、その反面、職業柄難しい、家族の同意が得られない等の理由で断られた事例も多々あります。本人の同意を得ることはもちろんですが、さまざまな事情もあることから、新入団員の勧誘は現場として苦勞しているのが現状であります。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中で、消防団への加入の促進ということで、第9条に「国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする」とあります。この法律にもありますように、消防団員につきましては、その地域の安全・安心の一翼を担っていることから、勧誘の際には行政も協力していただく必要があると思います。

お隣の田辺市では、若手人材の確保を目指し、近郊の高校を訪れて消防団の役割を知ってもらい取り組みをされています。これも一つの施策だと思いますが、当町では新入団員の確保に向け、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

新入団員の確保に向け、どのような取り組みをされているかについてのご質問ですが、新入団員の確保に向けた取り組みにつきましては、議員が言われるとおり、各分団に退団される方がおられれば、その人数分の新入団員を確保してもらえるようお願いしている状況であり、役場では窓口に消防庁からの団員募集チラシを置いております。しかし、以前に比べ新入団員の確保が難しい状況になってきておりますので、今後は積極的に新入団員確保に向けて取り組んでいく必要があると考えており、来月の町広報紙7月号に新入団員募集の記事を掲載する予定です。

また、他の市町村の取り組み事例を参考にして、団員確保に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○1番（山本哲也）

広報紙にも記載していただけるということで、ありがとうございます。行政としても積極的な勧誘をお願いいたします。

先ほど述べさせていただいた法律の中に、公務員の消防団員との兼職に関する特例が第10条に定められています。役場職員の皆様の中にも現役の団員として活動されている方々がいらっしゃるの承知しておりますが、一昔前に比べ役場職員の団員が減った、現役の団員も管理職になればやめなければいけないというような声も聞きます。役場職員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図る上で、地域住民からも理解が得られやすいとともに、職員にとっても防災行政の理解促進につながると考えますが、役場職員の消防団員への加入について、当局としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

役場職員の消防団員への加入について、当局としてどのように考えているかのご質問ですが、台風や地震などの災害時には、役場職員とするべき災害対応の仕事がありますので、平成15年度からは役場職員が消防団員の加入はしておりません。災害時のことを想定しますと、消防団としては役場職員以外の人員を確保しておくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○1番（山本哲也）

やはり人数は力でありますので、今後も引き続きさまざまな取り組みを行い、消防団員の確保に向け、ともに努力していきたいというふうに思います。

消防団員数の確保だけでなく、団員に占める被雇用者団員、すなわちサラリーマン団員の割合向上など、ほかにもさまざまな課題があります。

私は、先日、大変厳しい現状を目の当たりにしました。火災発生の一報を受け、出動から退散するまで私含め団員が3人しかいなかったことがありました。30人弱いる2分団の団員の中で、出動できたのは3人だけです。幸いにも、その際の火災通報は誤報だったわけではありますが、大きな火災だった場合、3人ではもちろん十分な消火活動はできません。

団員が集まらなかった一番の原因は、平日の日中の時間帯だったということです。昔に比べ、現在の消防団員は、自営業者よりもサラリーマン、すなわち勤め人の方が圧倒的に多く、また、そのほとんどは町外に勤められ、緊急時の際に駆けつけにくいという現状があります。昨年は家が全焼するという大きな火災が何件かありました。そのときは休日であったり、出勤前の朝方であったりということで、出動された団員も多く、比較的大勢で消火活動に当たることができました。

しかし、これらの火災が平日の昼間に発生していたらどうでしょうか。先ほど話をさせていただいた私含む出動者3人は自営業者であります。私たちも常に町内にいるという保証は全くないわけであり。出動者がゼロ人という場合にも、なきにしもあらずであります。平日昼間に発生した火災等に対応する消防団員をどのように確保するのが課題であります。

緊急時の出動となると、団員が勤めている企業の協力というのも不可欠であると思います。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中で、事業者の協力ということで、第11条に「事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする」と定められておりますが、この法律を認識している企業はどれくらいいるのでしょうか。

消防団協力事業所表示制度という制度もございます。緊急時に出勤していただくために、企業の協力を得られるよう行政として取り組む必要があると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（大石哲雄）

笠松君。

○総務政策課企画員（笠松昭宏）

企業の協力を得られるよう取り組む必要があると考えるが、当局の見解はのご質問ですが、以前に比べ就業構造が変化し、被雇用者の割合が高くなっている現状において、企業に対して消防団員の確保について協力を求めることは有効であると考えますが、当町の消防団に加入する要件といたしましては、町内に居住していることが条例でうたわれており、他の市町村においては勤務していても加入できるところもあるのですが、それらの市町村に比べると、企業に対する協力依頼の効果は限定的であると思われま

す。今後の団員数がより少なくなっていく状況が予想されれば、加入要件の見直し等も含めて、企業の働きかけや、緊急時に指導していただくために企業に協力を得られるよう検討していきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

山本君。

○1番（山本哲也）

消防団組織の充実、地域の消防防災体制のかなめとして必要不可欠と言えます。団員の皆様方におかれましては、活動するに当たり、大変なことも多々ありますが、それ以上に多くのものが得られることができるのが消防団であるというふうに私自身、感じております。

私も現役の消防団員として、微力ではありますが、これからも活動をさせていただく所存です。団員として、今まで以上に責任感を持って消防団活動に当たっていききたいと、そのような気持ちを新たにしているところでございます。

今後の消防団組織の充実と活動の推進にご協力くださいますようお願いしまして、この質問を閉じさせていただきます。

次の質問に移ってよろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

これで、消防団の現状と課題についての質問を終了でよろしいですか。

（「はい」と山本議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

次に、小中学校における運動会、体育祭の開催時期についての質問を許可いたします。山本君。

○1番（山本哲也）

続きまして、小中学校における運動会、体育祭の開催時期について質問いたします。

上富田町民の皆様は、運動会、体育祭というと9月に開催されるイメージがあると思います。本年度も陸上競技大会がなくなった関係で、昨年より1週間おくれるとはいえ、小学校の運動会は9月22日に、中学校の体育祭は9月15日に開催予定であります。

しかし、全国的に見れば、運動会、体育祭の開催は、5月、6月の1学期での実施が増加傾向にあります。1学期に行う最大の理由は、熱中症対策であります。記録的な酷暑となった昨年の夏でしたが、今後も厳しい暑さは続くことが予想されます。9月に運動会、体育祭を行う場合、夏休みが明けてすぐに練習を始めることになります。9月といっても、まだまだ日中は暑く、練習が原因で熱中症になるおそれがあります。夏休み期間中に冷房になれた子供たちにとっては、苛酷な環境だと言わざるを得ません。

また、ことしから小中学校にエアコンが設置されたことから、今後、夏休みの短縮も想定されます。短縮された場合、8月中から運動会、体育祭の練習をするとすると、さらに苛酷さは増すであろうと思われます。

気象庁が発表している和歌山県の月別平均気温を比べると、5月は19.3度、9月は24.7度となっており、5月のほうが熱中症のリスクは少ないと言えます。まだ涼しい時期から練習のできる5月、6月の1学期での開催は、子供たちの心身への負担を少しでも軽減できるというメリットがあると考えられます。

1学期に開催するメリットは、熱中症対策だけではありません。9月は1年の中でも一番降水量が多く、台風の心配もあります。雨や台風の影響で十分な練習ができないまま本番を迎えてしまったり、本番の日程が延期や中止になってしまう場合もあります。

また、小学生の親御さんから、上の子ときから10年以上、運動会に参加してきたが、毎年、子供の競技種目が同じで、さすがに見飽きてきたという相談をいただきました。このことを学校に伝えると、夏休み明けから運動会本番までの期間が短く、その上、大雨や台風により臨時休校ともなれば、練習期間はさらに限られ、結果、毎年同じ種目になってしまっているとのことでした。このように、子供たちに新しい種目を指導できる時間がないという現場の声もあります。1学期に行えば、練習期間は十分確保できると思われます。

秋はスポーツの秋、文化の秋と言われますように、1年の中でもさまざまな学校行事が行われており、行事の分散化という視点からも、1学期での運動会、体育祭の開催は効果的ではないかと考えられます。

朝来小学校や上富田中学校はクラスがえがあるため、1学期での開催は進級したばかりで、クラスの仲間とのきずながまだ深まっていないのではというデメリットを心配することもあるかもしれませんが、一方で、指導の仕方によっては、運動会、体育祭の準備や練習を通してクラス編成後の連帯感を高めるというメリットに変えることができる

とも思います。新しいクラスで、なれていない子供たちが仲よくなれるという効果も期待できます。

1学期に開催するメリットをいろいろ述べさせていただきましたが、運動会のような伝統行事は秋にやるべきだという固定概念をお持ちの方もおられるかもしれません。しかし、昨年の夏は命の危険がある災害級の暑さと言われ、実際、学校現場でも小学生が命を落とす非常に悲しい事故が起きています。万が一、事故が起きてからでは遅いのです。大人の都合、地域の都合で決めるのではなく、児童生徒目線で何がふさわしいのかを考えていただきたいと思います。

県内でも多くの小中学校が1学期に運動会、体育祭を開催しており、お隣の白浜町でも、白浜第一小、白浜第二小、日置小が6月に運動会を開き、田辺中学、田辺高校でも合同体育祭という形で今月に開かれる予定であり、保護者からも好評だということです。

上富田町においても、年々夏季の気温は上昇傾向にある中、熱中症対策を主として、運動会、体育祭の実施時期を見直すことが必要だと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

**○議長（大石哲雄）**

教育委員会総務課長、中松君。

**○教育委員会総務課長（中松秀夫）**

よろしく申し上げます。

1番、山本議員のご質問についてお答えします。

運動会、体育祭の時期を1学期に見直すことが必要だと考えるが、当局の見解はどのご質問ですが、ことし5月24日から27日にかけて、運動会やその練習中に熱中症で運ばれたという報道もありました。熱中症による搬送人員は、消防庁の調べによると、全国で昨年春先に2,078人、ことしの春先は3,354人、ことしが1,276人と、ふえる傾向にあります。

また、春と秋の比較になりますが、昨年の5月と9月では、昨年5月が2,427人が熱中症で搬送され、昨年9月が2,811人、熱中症で搬送されております。比較すれば9月が384人増となっており、全国レベルによる比較ですが若干の増であります。大幅に、さほどの違いはないと思っております。

一方、天候面での気象データの南紀白浜地方の雨量では、昨年5月、6月合計で526ミリ、9月、10月で472ミリ、春のほうが若干であります。54ミリ多く降っています。これもさほどの違いはないと考えております。

こういったことから、運動会、体育祭の行事を春に変更しても、また、しなくても、さほどの変わりはないのではとも思われます。

また、気温については、子供たちの体は暑さなれをしていないので、運動するに当たって十分体調に配慮し、熱中症対策を講じながら進めている現状にあります。その年の気候状況によっては練習や運動会当日に変動があり、気候上の判断に難しさがあります。

また、各学校では、学年演技でダンスなどの新しいものを練習し、種目に軽重をつけ、短時間で完成できるよう取り組んでいます。

競技種目が同じで、さすがに見飽きてとのご相談ですが、演技する子供が毎年かわっていくため、子供たちの学習の披露の場として観覧いただけるようお願いしたく思っております。

また、教育課程の中で、限られた時間設定による学校行事となるため、各学校の設定により、種目や内容の決定を行っております。もし1学期に変更するとなると、各学校の教育活動となりますが、1学期に修学旅行の実施や年間行事の見直しなどの調整が必要となってまいります。

運動会の学校行事については、子供たちの体調や健康面でのことを第一に考えて、学校現場で春に開催するのがいいのか、秋に開催するのがいいのか、学校年間スケジュールに合わせて教育課程の編成により検討しておりますので、ご理解くださるようよろしく申し上げます。

私から以上となります。よろしく申し上げます。

**○議長（大石哲雄）**

山本君。

**○1番（山本哲也）**

課長、いろいろ調べていただきまして、ありがとうございます。

開催時期がいつであっても、子供の運動会、体育祭は1年の成長を見ることができるので、親にとっては楽しみなものだと思います。おじいちゃん、おばあちゃんを含む家族みんなや地域の方々でお子さんの活躍を見に行き、応援してあげたいものです。

先ほども述べさせていただきましたが、大人の都合、地域の都合で決めるのではなく、児童生徒目線で考え、今後また検討していただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（大石哲雄）**

これで1番、山本哲也君の質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

5番、中井照恵君。

中井君の質問は、分割方式です。

まず、ひきこもり問題と精神疾患についての質問を許可いたします。

## ○5番（中井照恵）

こんにちは。

いよいよ最後になりましたので、元気いっぱい最後までやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、最初の質問は、ひきこもり問題と精神疾患についての質問です。よろしくお願ひいたします。

現在社会は経済的には大変豊かになり、科学技術も高度に発達し、より便利で快適な生活が実現しています。しかし、その中で、ますます激しくなる競争社会、広がる経済格差、そして進みゆく高齢化社会などによって、大きなストレスを抱えながら生活している方がふえています。

近年の国際共同研究によれば、日本の国民で一生のうちに鬱病、不安症などの何らかの精神疾患にかかる人の割合は18%と報告されています。上富田町の住民の皆様の中にも、精神疾患にかかれ、闘病を余儀なくされている方がいらっしゃいます。そして、その患者数は決して少ないとは言えないのではないのでしょうか。

そして、ひきこもりの問題です。

何年も前から、ひきこもりという言葉をよく耳にします。8050問題といった言葉も話題になっていますが、ひきこもりになっている理由も一人一人に違いがあり、さまざまだとされています。明確な精神疾患や障害の存在が考えられないのにもかかわらず、長時間にわたって自宅外での対人関係や社会活動から引きこもっている人もいます。

10代から不登校をしている人々の数が増加し、その人の中には、就学年齢を過ぎてもなかなか社会になじめない人もいるという調査結果もあります。成長とともに生活のしづらさがふえ、そこから逃げるようにひきこもりを始めたか、何らかの挫折感を伴う体験や心が傷ついたりした体験が引き金となって社会参加への困惑感が強まり、ひきこもりにはまったりすることがあるとも言われています。

そこで、1つ目の質問ですが、このひきこもり問題を上富田町としてはどのように捉えているのでしょうか。町内の現時点での実態など、どのように把握されているのか。また、どのような取り組みをしておられるのか、お聞かせいただければと思います。

そして、2つ目の質問ですが、精神疾患で闘病をされている方が病院の心療内科で通院治療を受けられるとき、そのときの医療費の自己負担割合が、この上富田では、国が1割、県が1割、そして町が0.5割、本人負担が0.5割となっています。これは自立支援医療制度に基づくものですが、これは昨年的一般質問でも同僚議員が取り上げられた内容に重なるものではありませんが、生活保護を受けておられる方は診察代も薬代も

無料となります。ですが、生活保護を受けていないにしても、精神疾患とほかの病気と重なって治療を受けておられる方がいたり、長引く闘病生活に先が見えず、経済的にも不安を感じていらっしゃる方がおられるという現実があります。

周辺市町の田辺市と白浜町では、本人負担の分も市や町で助成してもらえる全額助成になっています。上富田町でも全額助成を行い、安心して病気と向き合っていける体制にしていくべきと考えますが、町としての見解をお聞かせください。

#### ○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、木村君。

#### ○住民生活課企画員（木村陽子）

よろしくお願ひします。

5番、中井議員の質問にお答えします。

私からは、1、ひきこもり問題について、町内の現状と取り組みについての質問にお答えします。

初めに、厚生労働省が発表しているひきこもりの定義について説明いたします。仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態となります。

ひきこもりは、さまざまな要因が背景となって生じており、ご本人やご家族が抱えている悩みや解決すべき問題は多様であります。

まず、町内の実態把握についての質問ですが、現時点では把握できておりません。保健所からの情報では、平成18年の調査をもとに、田辺・西牟婁圏域の現状として、ひきこもりの発生率は全人口の約0.54%と言われており、平成31年4月1日の圏域人口12万2,225人で計算すると、約660人と推定されます。

次に、ひきこもり問題を上富田町としてどのように捉えているかの質問ですが、まずは町の取り組みについて説明します。

ひきこもりで悩んでいる方がおられた場合、昨年度までは、保健師や社会福祉士が窓口となり、連携をとって相談などを行っておりましたが、今年度からは、ひきこもりサポート事業を特定非営利活動法人ハートツリーにお願いしております。このサポート事業は、情報提供や啓発活動、訪問、相談支援、居場所の提供などを行うこととなっております。また、身近なところでも相談できるように、保健センターで年に2回の相談日を設けることとしており、1回目は8月に実施予定であり、町広報7月号でお知らせします。また、相談日以外でも、希望があれば対応していく予定です。対象者は定義の6カ月以上のひきこもりとなっていなくても相談できることとしております。

このように、町としても、ひきこもりの方への支援は重要と考えており、特に相談の

できる場があることについて、町民の皆様定期的に周知していくこととしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、陸平君。

○住民生活課企画員（陸平志保）

5番、中井議員のご質問にお答えします。

精神疾患の方の医療費助成についてのご質問ですが、精神疾患の方の医療費助成につきましては、自立支援医療制度に精神通院医療がございます。通院による精神医療を継続的に必要と認められた方が対象で、指定医療機関での負担が3割から1割に軽減されます。しかしながら、継続的な治療が必要となりますので、経済的な負担となっている方もおられるかと考えます。

医療費の助成は、平成30年4月現在、県内30市町村のうち、12市町が一部負担金の全額もしくは半額助成を実施しているという状況です。上富田町におきましても、精神障害者通院医療費として、一部負担金の半額を助成しております。

精神障害者通院医療費の全額助成につきましては、本年度から子供医療費の中学校卒業までの無償化も実施しているため、町財政が厳しく、難しい状況であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

町長、財政状況が厳しいと言われるけれども、町長のほうから何かないですか。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

5番、中井議員の質問にお答えをいたします。

今、担当から話がありましたが、財政事情も大変厳しい状況でありまして、今年度から始めています子供の医療費の無料化、そして、昨年度から始めました学校給食の維持管理の費用も大分上がってきておりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

そしてまた、ひきこもりの件につきましても、担当から話をしましたように、ひきこもりの支援については、今後、相談できる場をもっと周知していくように広報活動の中にも盛り込んでいきたいと考えていますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○5番（中井照恵）

ご答弁ありがとうございました。

上富田町でも、ひきこもり問題について支援の輪を広げるべく、ハートツリーさんとともに提携を結んでいただき、具体的な対策を進めていただいていることがわかりました。

ひきこもりをされているご本人もそうですが、その方々を取り巻く環境といったものもさまざまということで、どういった支援が効果を発揮していけるのか、これからも模索し続けていくといったところもあるかと思えます。

ひきこもりをされているご本人はもちろん精神的なストレスに耐え切れずに引きこもってしまったたり、常にストレスを感じておられる状況だと考えられますが、その方々を取り巻くご家族の方もまた大変に大きなストレスを抱えている状況だと言えらると思えます。そんなご家族の方をサポートしていくためにも、今も町長おっしゃっていただいたとおり、これからも周知をし続けていっていただけたりと、相談の窓口を少しずつですが、また広げていってもらえるような、そんな取り組みをまた行政のほうでもよろしく願いいたします。

あと、自立支援の医療費のほうですが、なかなか子供の医療費もせっかくしていただいて、とてもありがたく思っています。財政的にもまた厳しいということもわかってはおるんですが、精神疾患を患い、通院される方の中には、田辺市とか白浜町の方と同じ心療内科に通われている方もいらっしゃいますので、できるだけサービスに差のないように将来的には考えていただけたらと思えますので、こちらもぜひよろしく願いいたします。

これで、ひきこもり問題と精神疾患についての質問を終わります。

○議長（大石哲雄）

ひきこもり問題と精神疾患についての質問を終了でよろしいですか。

（「はい」と中井議員呼ぶ）

○議長（大石哲雄）

それでは次に、ゴミ問題についての質問を許可いたします。

○5番（中井照恵）

それでは次に、2つ目の質問にさせていただきます。

ゴミ問題についての質問です。

昨年12月に、使用済み紙おむつのリサイクルということで質問をさせていただきました。ごみ問題の質問は今回で2回目になります。

最近では、汚れた廃プラスチックの輸出が国際的に規制されることになりましたが、今まで廃プラスチックは、リサイクル資源として途上国に輸出されながらも、相当な量

が未処理のまま捨てられ、海を汚してきました。紫外線を浴び、風や波の影響で小さく砕けたプラスチックごみはマイクロプラスチックと呼ばれ、食物連鎖などを通じて人間を含む多くの動物に害を及ぼすのではとの心配もされています。

どんなものでもそうですが、便利だからというだけでなく、むやみに使いたい放題は許されないことです。私たち一人一人が分別やリサイクル処理施設のあり方など、ごみ問題を他人ごとではない問題として真剣に考えていかなければなりません。

そこで、まず1つ目の質問です。

町民の皆様から、ごみの問題に関してさまざまなご相談やご質問をいただいております。その中の一つに、上富田町のごみ袋はなぜ周辺市町と比べて高いのかという質問がございます。処理費用など含まれているといった理由もあるかと思いますが、その内訳など、お答えいただければと思います。

次に、2つ目の質問です。

上富田町では、各地域で一月に大体2回から多いときで3回、プラスチックごみの回収をしています。それはどのようにリサイクルをされているのでしょうか。以前、プラスチックごみも埋め立てごみとしてだけ回収されていた時期に比べ、今、プラスチックごみ、埋め立てごみとして新たにその2つを分けて分別収集されるようになってからは、最終処分場での埋め立てごみの量も減ってきたことが想像されます。実際、上富田町のごみの量がどうなっていたかなどもお聞かせください。

そして、3つ目の質問ですが、最近、この上富田町でも大家族でお住まいの世帯が減ってきており、年々核家族の世帯がふえているように感じます。さらに、単身でお住まいの世帯もふえてきているのではないのでしょうか。

家族の人数が少なくなると、ごみの量も自然と減ってきます。でも、残飯などの生ごみというのは、量が少ないからといって何週間分もまとめて収集日に出すわけにはいかないという実情があります。畑や庭などにコンポストを置き、生ごみを肥料として活用しておられる家や生ごみ処理機などを購入しているご家庭もありますが、そうではないご家庭も多いのではないのでしょうか。生ごみは、特に夏場など、においも気になりますし、害虫発生のことなどを考えましても、毎回の燃えるごみの収集日には出しておきたいものです。ですが、ごみ袋もお金がかかります。

燃えるごみの袋も大と小が販売されているのですが、1人や2人のご家庭なら、その小の袋でさえも毎回の収集日に出すとすると、なかなか袋がいっぱいにならないということがあるのです。しかし、そのいっぱいになっていないごみ袋であっても、生ごみが入っていれば小まめに捨てなくてはなりません。このことに対して、もったいなさを感じておられる方が少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。今、使っている小の

袋より、さらに小さいサイズの袋があったら、袋代も何割か安く購入することができますし、各ご家庭でも、その時々のごみの量によって、現状よりもさらに使い分けができるようになり、町民の皆様の利便性も高まるのではないのでしょうか。

そして、資源ごみの袋につきましても、大きな袋いっぱいには瓶や空き缶を入れてしまうと、どうしても持ち運びするとき、重たくなります。そのことが、特にお年寄りが運ぶときに大変だというご意見が町民の方から出ております。資源ごみの袋のサイズも、もう一つ小さいものがあると便利になるのではと考えます。町としての見解をお聞かせいただければと思います。

以上、ゴミ問題について、3つの質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、瀬田君。

○住民生活課企画員（瀬田和哉）

よろしく申し上げます。

5番、中井議員のご質問にお答えします。

ごみ袋の値段が高いこと、また、処理費用についてということですが、まず、現在の可燃袋、大、1枚当たりを周辺市町と比較しますと、上富田町は1枚45円、田辺市は43円、白浜町は32円といった状況でございます。

上富田町の袋が高い理由としましては、厚生労働省のほうから推薦します国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の優先調達により、ごみ袋作成事業所を選択、委託していること。また、人口規模による年間発注枚数の違いなどにより、値段が高くなってございます。参考までに、一般家庭用ごみ袋全体で、田辺市ですと420万枚、年間です。上富田町では90万枚といったような形のものも、値段が高くなっている一つの理由になってございます。

次に、ごみ処理費用についてなんですけども、平成30年度の決算見込みでのごみ処理費用につきましては2億4,340万円程度となっております。そのうち、ごみ袋の販売収益で処理費用に充てられる金額につきましては約1,842万4,000円、全体の7.5%となっております。

財源としましては、国のほうから交付税措置で約2,150万円補填されることとなっており、残りの2億347万6,000円につきましては、一般財源のほうで賄っている状況でございます。

次に、プラスチックごみについての状況でございます。

リサイクルとごみの量の状況でございます。

まず、リサイクルにつきましては、プラスチックごみのリサイクル業者に委託してお

ります。収集されたプラスチックごみにつきましては、一旦、業者のストックヤードで集積され、破砕機により一定の大きさまで破砕されます。その後、風力を利用され、軽いプラスチックと再利用ができない重いプラスチックに分けられ、再利用が可能な軽いプラスチックにつきましては、再度細かく破砕され、一定の大きさでこん包の上、燃料として再利用されている状況でございます。

次に、埋め立てごみから分別収集によりプラスチックごみに切りかえを行った平成27年10月以降の状況についてです。

初めに、近年の上富田町の人口の推移としましては、住民基本台帳登録では、平成26年度末が1万5,444人、平成29年度末では1万5,538人と微増傾向でございます。

埋め立てごみの状況につきましては、平成26年度では約1,066トンでございます。平成27年の10月以降、分別収集を行ったことにより、平成27年度では約840トン、分別前と比較してマイナス226トン、平成28年度では526トン、分別前と比較しマイナス540トン、29年度では埋め立てごみは約554トン、分別前と比較しマイナス512トンでございます。

プラスチックのごみの状況につきましては、平成26年度ではゼロトン、平成27年度では約153トン、平成28年度では約326トン、29年度で約336トンといった状況でございます。

3つ目の質問にございました可燃袋の特小、資源ごみの小の必要性についてでございますが、まず、可燃ごみ袋の特小袋についてですが、容量が15リットルであります。一般的にスーパーとかで配布されているようなサイズの袋であるかなとお伺いしております。上富田町で使用されている可燃袋の小の容量は30リットルでございますので、その半分の量を捨てることのできる袋となつてございます。

周辺市町の年間使用枚数についてお伺いしましたところ、需要は少ないとお伺いしております。一方、資源ごみの小袋につきましては、ある程度の需要があるとお伺いしました。

当町におきましても、需要のほうについては、今後、また作成のコスト面、あと影響するランニングコストであるとかという部分につきましても視野に入れ、研究していきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大石哲雄）

中井君。

○5番（中井照恵）

ご答弁ありがとうございます。

上富田町のごみ袋は、優先調達推進法に基づいて製造を依頼されているということで、障害者の方を支援していく大事な取り組みだと思っておりますので、ぜひとも持続していつてもらいたいことだと思っております。

そして、人口規模の違いによる年間のごみ袋の発注数の違いということもコスト面にかかわってくるということで、大変参考になりました。近隣市町とそれぞれ実情が違うということで、比較しにくいところがあるんだなというふうに思いました。

また、プラスチックごみはほとんどが燃料として再利用されているということで、個人的になんですけども、私は上富田町のプラスチックごみ、一生懸命、自分は洗ったり干したりしながら分別していたんですけども、どういうふうに使われて再利用されるのかなというふうにすごく思っていたんですけども、それで、ほかの国へ輸出されているのかなと思っていたんですけども、そうと違うということで、今そういう利用の仕方もあるんだなというふうに今ちょっと感心したんですけども。中国を初め、東南アジアの国々が廃プラスチックの受け入れを今、禁止していくということでニュースがありますので、これからどうなるんだろうというふうに思って、今回、質問をさせていただきました。

2000年に循環型社会形成推進基本法というのが制定されて、ごみ処理の優先順位が、1番、発生抑制、2、再使用、3番目が再生利用、4番目に熱回収、5番目、適正処分と法定化されましたけれども、上富田町の場合は熱回収ということで、4番目に当たるんだなということがわかりました。

分別の効果というところで、今おっしゃっていただいたみたいに、埋め立てごみの量も大変減っているというところで、これからも一生懸命やっぱり分別に励むというところがすごく大切なんだなというところを感じます。

適正に分別されればリサイクルができて再生利用可能な資源となるものも、分別おろそかにしてしまうと、ただのごみになってしまいます。道端に落ちているお菓子の袋も、そのまま放置してしまえば、雨が降るなどして、いずれ海に流れ着き、時間をかけてマイクロプラスチックになり、そのうち私たち人間の健康を脅かすことになるかもしれません。「道端にごみを捨てない」と子供のころに大人から教わってきたことですが、そのことを守って実践することが、回りまわって自分たちを守ることにつながるのだと強く感じます。

ごみ袋のサイズについてですが、費用面の問題もあると思っておりますし、需要が周辺市町、少ないよというところもあるというのも今お聞きしましたが、住民の皆様の利便性ということも、すごく要望されている方も多数いらっしゃいますので、また今後とも、また検討していただけたらと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

最後に、町長、答弁をお願いします。

○町長（奥田 誠）

5番、中井議員の質問にお答えをいたします。

まず、ごみ問題の関係で、燃える可燃物のごみ袋の値段の問題、そして埋め立てごみのごみ袋の小的問題とか、いろいろ問題もありますけれども、可燃の燃えるごみにつきましては、先日、また各委員会でも皆さんに報告をさせていただいておりますが、上大中クリーンセンターのほうが令和3年の3月末で焼却が終わります。それについては、白浜町との協議を一旦中断して、田辺周辺広域市町村圏組合のほうに一度、今、お返しをして、再協議をしていただきたいということで協議を申し出ているところでございます。これにつきましては、全体的な広域のごみ処理問題になります。

そして、埋め立て問題、埋め立てごみの袋とかにしましても、これにつきましても、紀南環境広域施設組合で最終処分場の建設を今、行っているところであり、そのごみについても、埋め立てごみについても、今、方鹿へ行っている分も田辺環境のほうに全体的に広域化になっていきます。

今後、今、中井議員が言われますように、ごみ袋とか、いろんな分別の方法もこの広域の中で変わってくる可能性がございますので、今後、この広域について、埋め立てごみも可燃物のごみの袋に対しても協議を重ねてまいりまして、またその辺は変更になってこようかと思っておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

中井君、これからの可燃ごみ、埋め立てごみの問題について注目してってください。これで、5番、中井照恵君の質問を終わります。

---

## △ 延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

傍聴においでいただいた皆さん方には大変ありがとうございました。心から御礼を申し上げます。できましたら、次回の9月議会もぜひ傍聴においでください。ありがとうございました。

それでは、次回は、あす6月17日月曜日午前9時となっておりますので、ご参集をお願いいたします。

**延会 午後3時52分**